

事 務 連 絡
平成 2 3 年 9 月 1 3 日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等が本年 4 月 1 日より施行されたことを踏まえ、別添のとおり環境省から通知されていますので、関係職員に周知願います。

なお、平成 1 3 年 5 月 8 日付け企画用地課長通知「産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）」は廃止します。

事務担当：技術指導係

Tel 0 7 6 - 4 4 4 - 3 2 9 8

Fax 0 7 6 - 4 4 4 - 4 4 1 3



環廃産発第110317001号

平成23年3月17日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）等が平成23年4月1日より施行されることを踏まえ、平成13年3月23日付け環廃産第116号をもって通知した「産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）」について、必要な内容の見直しを行い、下記のとおり取りまとめたので通知する。事業者又は産業廃棄物処理業者等の事務所若しくは事業場等に立入検査を行う際には、平成12年9月28日付け衛環第78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」及び下記事項に留意の上、その実施状況を把握するなど制度の厳正な運用に当たられたい。

おって、平成13年3月23日付け環廃産第116号本職通知「産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 産業廃棄物管理票

1. 総論

産業廃棄物管理票制度は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度であること。

なお、事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際には、書面により委託契約を行う



ことなど委託基準を遵守しなければならないが、これは処理責任を有する事業者と受託者とが委託内容について互いに十分確認することを趣旨とするものであって、委託契約を行う際に遵守すべき義務である。これに対して、産業廃棄物管理票に係る義務は、実際に処理を委託した産業廃棄物を引き渡す際に遵守すべきものであって、委託基準とは別途必要とされる義務であること。

2. 管理票の交付

(1) 交付手続

- ① 事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者（処分のみを委託する場合にあっては処分受託者）に管理票を交付しなければならないこと。このため通常は、運搬受託者が複数の運搬車を用いて運搬する場合には、運搬車ごとに交付することが必要となるが、複数の運搬車に対して同時に引き渡され、かつ、運搬先が同一である場合には、これらを1回の引渡しとして管理票を交付して差し支えないこと。
- ② 管理票の交付については、例えば農業協同組合、農業用廃プラスチック類の適正な処理の確保を目的とした協議会又は当該協議会を構成する市町村が農業者の排出する廃プラスチック類の集荷場所を提供する場合、ビルの管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合、自動車のディーラーが顧客である事業者の排出した使用済自動車の集荷場所を提供する場合のように、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者に提供しているという実態がある場合であって、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、事業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義において管理票の交付等の事務を行っても差し支えないこと。なお、この場合においても、処理責任は個々の事業者にあり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければならないこと。
- ③ 「産業廃棄物の種類ごとに交付する」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条に規定する産業廃棄物の種類ごとに管理票を交付することを原則とするが、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、これを1つの種類として管理票を交付して差し支えないこと。
- ④ 産業廃棄物が1台の運搬車に引き渡された場合であっても、運搬先が複数である場合には運搬先ごとに管理票を交付しなければならないこと。
- ⑤ 管理票は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）様式第2号の15によるものでなければならないことから、交付された書面がこれによらないで作成されたものである場合には、管理票の不交付と判断されること。

(2) 記載事項

管理票は、規則様式第2号の15により作成した書面に必要な事項を記載しなければならないが、記載事項については以下によること。

- ① 「種類」は、法第2条第4項及び令第2条に規定する産業廃棄物の種類を原則とし、特別管理産業廃棄物である場合にはその旨を記載しなければならないが、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、その混合物の一般的な名称を記載して差し支えないこと。
- ② 「数量」の記載は、重量、体積、個数などその単位系は限定されないこと。
- ③ 「交付番号」は、事業者が当該管理票を特定できる任意の番号を記載すること。
- ④ 「交付を担当した者の氏名」は、事業者の氏名又は名称ではなく、実際に管理票の交付を担当した従業員の氏名を記載すること。ただし、(4)により元請業者（法第21条の3第1項に規定する元請業者をいう。以下同じ。）が同条第3項に基づき下請負人（同条第2項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）を経由して受託者に管理票を交付した場合には、当該交付を担当した下請負人の氏名を記載すること。
- ⑤ 「運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称」及び「運搬又は処分を受託した者の住所」は、事業者が管理票を交付する際に記載しなければならないこと。
- ⑥ 「荷姿」は、バラ、ドラム缶、ポリ容器など具体的な荷姿を記載すること。
- ⑦ 「最終処分を行う場所の所在地」は、最終処分を行う予定先の事業場の所在地を記載するものであって、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載することで差し支えないこと。事業者は、中間処理を委託する場合であっても、処分受託者からその委託先を調査するなどして記載しなければならないこと。また、「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処分又は再生をいうことから、委託した産業廃棄物について中間処理後に一部分が再生され、その余の部分が埋立処分される場合には、再生処理施設と最終処分場のいずれも記載しなければならないこと。なお、最終処分の予定先が複数である場合など管理票に記載することが困難である場合には、別途委託契約書に記載されたとおりであることを記載し、これを省略して差し支えないこと。
- ⑧ 中間処理業者が記載すべき「交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号」は、例えば、木くずの焼却処分を行う中間処理業者が、焼却後の燃え殻の埋立処分を委託する場合は、当該燃え殻に係る焼却処分を受託した木くずについて、その焼却処分を委託した事業者の氏名又は名称及び当該事業者から交付された管理票の交付番号を記載するものであること。なお、中間処理を委託した事業者が複数である場合など管理票に記載することが困難な場合には、別途帳簿に記載されたとおりであることを記載し、これを省略して差し支えないこと。

(3) 管理票の交付を要しない場合

規則第8条の19各号に掲げる場合には管理票の交付は不要であるが、次の事項に

留意すること。

- ① 各号（第7号及び第10号を除く。）に規定する者に運搬のみを委託し、これらの者以外の者に処分を委託する場合には、事業者は、処分受託者に管理票の交付を行わなければならないこと。この場合、事業者は運搬受託者を經由して管理票を交付することとなるが、運搬受託者は管理票の写しの送付、保存等の義務を負わないこと。
- ② 各号（第6号及び第10号を除く。）に規定する者に処分のみを委託し、これらの者以外の者に運搬を委託する場合には、事業者は、運搬受託者に管理票の交付を行わなければならないこと。この場合、運搬受託者は処分受託者に管理票を回付する義務を負わないこと。
- ③ 第9号は、例えば地方公共団体の下水処理場から日本下水道事業団の広域汚泥処理場へ送泥管により下水汚泥を搬入する場合のように、産業廃棄物を排出する事業場と処理施設とが運搬用パイプラインで直結されている場合をいうものであること。

(4) 法第21条の3第3項に基づき下請負人が産業廃棄物を自ら運搬する場合

この場合においても、下請負人が自ら運搬する産業廃棄物の排出事業者は元請業者であることから、当該産業廃棄物に係る管理票は、元請業者が交付すること。なお、元請業者が下請負人を經由して受託者に管理票を交付することは差し支えないが、下請負人は管理票の写しの送付、保存等の義務を負わないこと。

なお、下請負人が産業廃棄物を自ら運搬する場合において、元請業者が下請負人に運搬の委託をしているわけではないことから、元請業者が自ら運搬する場合と同様、「運搬受託者」及び「運搬の受託」欄に下請負人の氏名等を記入する必要はないこと。ただし、元請業者が下請負人を經由して受託者に管理票を交付した場合には、「交付を担当した者の氏名」欄には、当該交付を担当した下請負人の氏名を記載すること。

3. 管理票の写しの送付

(1) 収集運搬を受託した場合

- ① 事業者は管理票の写しを送付するのは、運搬の最終的な目的地まで運搬し、事業者から委託された運搬業務を完了させた運搬受託者であること（再委託を受けた運搬受託者が運搬業務を完了させた場合には、当該再受託者がこれに該当すること。）。
- ② 「産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集」とは、積替え又は保管の場所において、実際に拾集した量を記載するものであること。
- ③ 運搬受託者は、運搬を再委託する場合は、再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者から交付された管理票を引き渡すこと。再受託者は、運搬を受託した者の氏名又は名称などの必要な事項を訂正の上、運搬終了後に管理票の写しを事業者に送付すること。

(2) 最終処分を受託した場合

- ① 処分受託者は、最終処分が終了したときは、管理票に処分を担当した者の氏名、最終処分を終了した年月日及び最終処分を行った場所の所在地を記載して10日以内にその写しを処分を委託した中間処理業者（事業者から最終処分を受託した場合にあっては、事業者）に送付すること。
- ② 「処分を担当した者の氏名」は、事業者の氏名又は名称ではなく、実際に処分を担当した従業者の氏名を記載すること。
- ③ 再生を受託した場合における「最終処分を終了した年月日」については、実際に有償売却された年月日をいうものではなく、中間処理をして産業廃棄物を客観的に有償売却できる性状の物とした年月日をいうものであること。
- ④ 「最終処分を行った場所の所在地」は、最終処分を行った事業場の所在地を記載するものであって、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載することで差し支えないこと。
- ⑤ 処分受託者は、処分を再委託する場合は、再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者から交付された管理票又は運搬受託者から回付された管理票を引き渡すこと。再受託者は、処分を受託した者の氏名又は名称などの必要な事項を訂正の上、処分終了後に管理票の写しを事業者に送付すること。

(3) 中間処理を受託した場合

- ① 処分受託者は、処分が終了したときは、管理票に処分を担当した者の氏名及び処分を終了した年月日を記載して10日以内にその写しを処分を委託した事業者（中間処理業者から処分を受託した場合にあっては、中間処理業者とする。以下同じ。）に送付すること。
- ② 処分受託者は、最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、事業者から交付された管理票に最終処分を終了した年月日及び最終処分を行った場所の所在地を記載して10日以内にその写しを事業者に送付すること。
- ③ 最終処分が終了した旨を記載した管理票の写しの送付期限は、中間処理後の産業廃棄物について複数の最終処分を委託した場合にあっては、これらすべてについて管理票の写しの送付を受けたときから10日以内であること。なお、中間処理後の産業廃棄物について、焼却処分を受託した場合における中間処理後の産業廃棄物とは、焼却後の燃え殻をいうものであって、焼却に伴って生じたばいじん及び汚泥はこれに含まれないこと。
- ④ その他、(2)に記載した事項を準拠されたいこと。

4. 管理票の写し等の保存

- (1) 事業者は、運搬受託者又は処分受託者に交付した管理票の写しを、当該管理票を交付した日から5年間保存しなければならないこと。
- (2) 事業者は、運搬受託者又は処分受託者から送付された管理票の写しを送付を受けたときから5年間保存しなければならないこと。

- (3) 事業者が、事業場以外の場所において管理票の写しを保存することは差し支えないが、都道府県による立入検査の際には速やかに検査を受けることができるようにこれを保存すべきであること。

5. 管理票の写しが送付されない場合等における事業者が講ずべき措置

- (1) 事業者は、以下のいずれかに該当する場合は、その委託に係る産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の処理の状況を速やかに把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこと。
- ① 管理票の交付の日から90日（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、60日）以内にその写しの送付を受けないとき又は管理票の交付の日から180日以内に最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けないとき
 - ② 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき
 - ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき
 - ④ 運搬受託者又は処分受託者から法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知（以下「処理困難通知」という。）を受けたとき
- (2) 事業者が講ずべき必要な措置としては、例えば、委託した産業廃棄物が処分されずに放置されている場合にあつては、委託契約を解除して他の産業廃棄物処分業者に委託すること、処理困難通知を発出した運搬受託者又は処分受託者が処理を適切に行えるようになるまでの間、当該受託者に新たな処理委託を行わないことなどがあり、個別の状況に応じた適切な措置を採り得ること。
- (3) (1)①から④までのいずれかに該当する事業者は、以下の場合に応じ、それぞれ以下に掲げる報告期限までに、その講じた措置等の内容を都道府県知事に報告しなければならないこと。
- ・ (1)①に該当する場合 (1)①に規定する期間が経過した日から30日以内
 - ・ (1)②に該当する場合 (1)②に規定する管理票の写しの送付を受けた日から30日以内
 - ・ (1)③に該当する場合 虚偽の記載のあることを知った日から30日以内
 - ・ (1)④に該当する場合であつて、運搬受託者又は処分受託者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした受託者に委託したものに限る。）について処理が終了した旨の管理票の送付を受けていないとき 当該通知を受けた日から30日以内

第2 電子情報処理組織の使用

1. 総論

電子情報処理組織を使用する制度は、情報処理センターがその管理を行うことにより産業廃棄物管理票制度を確実に実施することができるとともに、事業者にとっても管理票の記入手続やその写しの保存が不要となるなど事務処理手続が大幅に簡素化され、また、委託した産業廃棄物の処理の状況を容易に把握することができるなどの特

徴を有していることから、事業者に当該制度の十分な周知を図られたいこと。さらに、平成23年4月1日より開始される優良産廃処理業者認定制度において、優良基準の一つとして、産業廃棄物処理業者が情報処理センターに電子情報処理組織に係る利用登録をしており、電子情報処理組織が使用可能であることが挙げられていることから、今後、電子情報処理組織を使用できる産業廃棄物処理業者の増加が想定されることから、事業者に当該制度の積極的な活用を推奨されたいこと。

2. 電子情報処理組織を使用する際の登録手続等

- (1) 電子情報処理組織を使用する際の登録及び報告に係る内容及び手続は、第1の2、3及び5に記載した事項に準拠されたいこと。
- (2) 電子情報処理組織を使用するときは、産業廃棄物を引き渡した後3日以内に情報処理センターに登録しなければならないこと。この期間に登録がなされないときは、管理票の不交付と判断されること。
- (3) 運搬受託者及び処分受託者への登録番号の通知は、文書、口頭等の方法を問わないものであるが、確実に情報を伝達するため、文書によることを基本とすること。産業廃棄物の引渡しの際において引渡しの際に登録及び通知を行う場合であって、登録番号として情報処理センターが管理する番号を使用するときは、登録した後に通知することとして差し支えないこと。

第3 虚偽の管理票の交付の禁止

近年、産業廃棄物処理業者の自己名義による架空の管理票の売買が行われ、不法投棄を誘発しかねない問題となっていることから、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をした管理票を交付することを禁止し、罰則の対象としたものであること。

したがって、法第12条の4の対象となる虚偽の記載をした管理票とは、運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、運搬又は中間処理若しくは最終処分が終了した旨の記載がされた文書であって、これを交付をした産業廃棄物処理業者の名義で作成されたものをいうものであること。

第4 管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けることの禁止

近年、受託者である産業廃棄物処理業者が管理票の交付義務に違反している事業者と共謀し、又は強要され、管理票の交付を受けずに産業廃棄物の処理を引き受けている事例が見受けられるが、こうした行為は、産業廃棄物管理票制度の外で産業廃棄物の処理が行われる事態を引き起こし、当該制度に期待される産業廃棄物の適正処理を確保するという効果を損なうばかりでなく、その産業廃棄物に処理責任を負う者が誰であるかを不明確とするものであり、正に不適正処理を助長する行為であることから、平成22年の法改正により、当該引受行為を禁止し、罰則の対象としたものであること。

なお、電子情報処理組織を利用し、情報処理センターを利用して産業廃棄物の処理が終了した旨の報告を求められた産業廃棄物処理業者については、当該引受行為に係る禁

止規定が適用されないこと。

また、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第50条第3項又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第122条第14項の規定に基づき、法第12条の3第1項の規定を適用しないこととされている委託を行う場合については、「管理票を交付しなければならないこととされている場合」に該当しないことから、管理票の交付を受けずに当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けることは差し支えないものであること。

平成 1 1 年 1 2 月 1 日

各 室 ・ 課 長

各 出 先 機 関 の 長

各 関 係 機 関 の 長 殿

土 木 部 長

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木
及び末木枝条の取扱いについて（通知）

このことについて土木部においては、産業廃棄物として取扱い適正に処理してきたところですが、生活環境部長から別添のとおり通知がありましたので、同通知に記載の事項に留意して今後とも適切に対応されるよう通知いたします。

事務担当：企画用地課技術管理係

T e l 0 7 6 - 4 4 4 - 3 2 9 8

F a x 0 7 6 - 4 4 4 - 4 4 1 3

E-mail kikakuyochi3@pref.toyama.jp

環政第776号

平成11年11月22日

土木部長 殿

生活環境部長

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の
取扱いについて

このことについて、別添のとおり厚生省から通知がありましたので送付します。

貴部局におかれましては、この通知が適切に運用されますよう関係機関や事業者へ周知徹底願います。

なお、各市町村へは別添写しのとおり通知しましたので念のため申し添えます。

〔 事務担当 環境政策課産業廃棄物係 内線2675 〕



衛 産 第 8 1 号

平成 11 年 11 月 10 日



各都道府県・政令市

産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部

産業廃棄物対策室 長



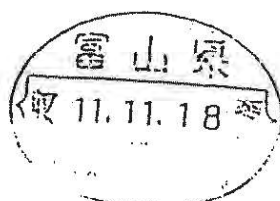
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木
及び末木枝条の取扱について

建設業に係る木くずであって工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物は産業廃棄物であるが、森林内において建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条（以下「根株等」という。）は、生育していたその場で適切に自然還元利用することなどにより、森林を保全することが従来から行われてきたところである。

このような森林内の工事現場において、生活環境保全上支障のない形態で根株等を自然還元利用等することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知（以下「課長通知」という。）の記第1の1でいう「自ら利用」に該当するものであり、当該根株等は廃棄物として規制する必要のないものである。

また、根株等を製材用材等のように一般的に有価で取引きされているものとして利用する場合は廃棄物に該当しないものである。

なお、「自ら利用」に該当する場合、製材用材等として利用する場合については、別紙「根株等の利用について」に示すとおりであることから参考とされたい。



根株等の利用について

1 課長通知の「自ら利用」に該当する場合について

(1) 自然還元利用等

工事現場内（当該工事箇所又は工事路線若しくはこれらに接続している林地の範囲内をいう。）での次の①、②に示すような林地への自然還元又は建設資材としての利用をいう。

①自然還元利用について

根株等が雨水等により下流へ流出するおそれがないように、安定した状態になるようにして自然還元利用する場合（必要に応じて、柵工や筋工等を適宜設置するものとする。）をいう。

②建設資材としての利用について

小規模な土留めとしての利用、水路工における浸食防止としての利用並びにチップ化することによる法面浸食防止材、マルチング及び作業歩道の舗装材として利用する場合等をいう。

(2) 剥ぎ取り表土の利用

根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する場合、根株等は表土の一部ととらえられるため、廃棄物として規制する必要のないものである。

2 根株等を製材用材等として利用する場合について

ここでいう製材用材等とは、製材用材、ほだ木、薪炭用材、パルプ用材などである。

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 18 日

関係室課・出先機関 御中

環境保全課

土壌汚染対策法に基づく届出等の義務に係る注意喚起について

このことについて、環境省から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

土壌汚染対策法では、土地の形質変更（掘削、盛土等）の面積が 3,000 m²以上（有害物質使用特定施設のある工場、事業場では 900 m²以上）となる場合には、着工の 30 日前までに同法第 4 条第 1 項の規定による届出を行う必要がありますが、この度、他県の公共工事で、届出が行われずに着工した不適切な事例が複数判明しました。

つきましては、土壌汚染対策法に基づく届出の概要について改めてお知らせするとともに、貴課において土地の掘削、盛土等を伴う公共工事を発注される際には、土地の形質変更面積をご確認の上、必要な場合には、法第 4 条第 1 項に規定する届出を確実に行われるようお願いいたします。

【事務担当】指導係 武藤（内線 2723）

- 土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知）（p.32,33 より抜粋）

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）は平成 29 年 5 月 19 日に公布され、改正法第 1 条については、平成 30 年 4 月 1 日から施行され（土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 268 号））、改正法第 2 条については、平成 31 年 4 月 1 日から施行される（土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 30 年政令第 282 号））。

（略）

貴職におかれては、改正法による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いしたい。

（略）

第 1・第 2 （略）

第 3 土壤汚染状況調査

1 （略）

2 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

(1) 趣旨

土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものである。このため、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届け出させるとともに、都道府県知事は、当該土地において土壤汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとしている（法第 4 条）。

(2) 土地の形質の変更の届出

環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、着手日の 30 日前までに、当該形質の変更をしようとする土地の所在地等を都道府県知事に届け出なければならない（法第 4 条第 1 項）。この環境省令で定める規模は、3,000 平方メートルとしている。ただし、法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地と同様に（1(4) 参照）、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等については、900 平方メートルとすることとした（規則第 22 条）。

届出義務の対象となる土地の形質の変更

（中略）

当該届出は、の届出義務者が自らその義務の発生を自覚し、行うべきものであることはもちろんであるが、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく

開発許可担当部局、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく工事許可担当部局等が情報を有している場合があることから、必要に応じ、これらの部局との連携をとり、当該届出義務の履行の確保を図るよう努めることとされたい。（以下略）

ア．～イ． （略）

届出義務者

当該届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる。

～ （略）

(3)～(7) （略）

- 土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)（抄）

（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第 4 条 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第 1 項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2～3 （略）

（罰則）

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 （略）
- 二 第 4 条第 1 項又は第12条第 1 項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者
- 三～十一 （略）

- 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）(抄)

（法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第22条 法第4条第1項の環境省令で定める規模は、3,000平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあっては、900平方メートルとする。

（法第4条第1項の土地の形質の変更の届出）

第23条 法第4条第1項の届出は、様式第6による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

第24条 法第4条第1項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ
- 四 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同条第1項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）にあっては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

（法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第25条 法第4条第1項第2号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること。
- 二～五 （略）

一定規模以上の土地の形質の変更時の届出

富山県生活環境文化部環境保全課

土壤汚染対策法の一部を改正する法律が平成 31 年 4 月 1 日から全面施行され、土地の形質の変更を行う際に知事（富山市の区域においては富山市長）への届出が必要となる規模要件は、これまででは 3,000m² 以上であったが（下記[C]）、今後は次の[A]、[B]に該当する場合は 900 m²以上であっても届出が必要となりました。

1 届出義務の対象となる土地の形質の変更

[A]：法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受け調査義務が一時的に免除されている土地の形質の変更を行おうとする場合（900 平方メートル以上）《法第 3 条第 7 項》[平成 31 年 4 月 1 日施行]

[B]：**[A]**以外の土地であって、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地又は使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地において土地の形質変更を行おうとする場合（900 平方メートル以上）《法第 4 条第 1 項・規則第 22 条》[平成 31 年 4 月 1 日施行]

[C]：**[A]**、**[B]**以外の土地において、3,000 平方メートル以上の土地の形質変更を行う場合《法第 4 条第 1 項》

届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が一定規模以上（[A]、[B]の場合は900m²以上、[C]の場合は3,000m²以上。以下同じ。）であれば、下記の届出を要しない行為を除き、届出が必要です。

また、1つの事業計画において、複数の敷地で土地の形質変更を行う場合は、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断した上で、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して一定規模以上となる場合には、まとめて一つの土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象となり得ますので、事前にご相談ください。

【届出を要しない行為】（規則、通知より）

《**[A]** **[B]** **[C]**共通》

① 次のいずれにも該当しない行為

- イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
- ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
- ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm 以上であること。

② 鉱山関係の土地（鉱山保安法に規定する鉱山）において行われる形質変更

③ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

④ 変更の内容が盛土のみである場合

《以下、**[B]**、**[C]**のみ》

⑤ 農業を営むために通常行われる行為（耕起、収穫等）であって、①イに該当しないもの。

⑥ 林業の用に供する作業路網の整備であって、①イに該当しないもの。

⑦ 基準不適合土壤が存在するおそれがない等として知事が指定した土地において行われる土地の形質変更

2 届出者

Aの場合：

届出者は「法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等」となります。

B **C**の場合：

届出者は「土地の形質の変更をしようとする者」となります。

具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者になり、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、**一般的には発注者が該当**すると考えられます。

3 届出の際の添付図面及び書類

届出の際には、所定の届出様式（様式第六）に添えて、次の図面や書類を添付する必要があります。

なお、用紙の大きさは、指定様式はA4、添付図面等は可能な限りA4としますが、A4に収まらないものは折りたたみA4となるようにしてください。

提出部数は1部です。

【添付書類】

- ① 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図《**A**
B **C**共通》

土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されているもの。

- ② 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書《**B** **C**の場合のみ》

届出者が当該土地の所有者でない場合や所有者であっても届出者の他にも土地所有者がいる場合は、土地所有者全員の同意書が必要です。同意書の様式は自由であり、また、土地所有者との工事請負契約書や土地賃貸契約書の写しなどでも構いません。

- ③ 当該土地の所有者を証する書類《**B** **C**の場合のみ》

登記事項証明書及び公図の写しなど形質の変更の実施にかかる土地の所有者がわかる書類。

- ④ 当該土地の利用履歴等に関する書類《**A** **B** **C**共通》

土地の利用履歴や使用等された特定有害物質の有無について、把握できる情報を添付してください。

様式は自由であり、地権者からの聞き取り情報や過去の地図、航空写真など土地の利用履歴がわかる情報をできるだけ多く収集してください。

- ⑤ その他《**A** **B** **C**共通》

付近見取図など届出の参考となる資料を添付してください。

4 届出時期

A : 土地の形質の変更をする前にあらかじめ届け出ることが必要です。この場合、届出の後に行う調査や行政手続き等に相当の期間を要することを想定して、土地の形質の変更の予定日より充分前に届出を行ってください。

B、**C** : 土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出ることが必要です。

なお、着手する日とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含みません。

5 届出先及び届出部数（富山市の区域を除く。）

① 届出先 〒930-0005 富山市新桜町5番3号（第2富山電気ビルディング8階）

富山県庁環境保全課指導係

TEL 076-444-3144 FAX 076-444-3481

なお、届出書の提出にあたっては、郵送せずに上記へ直接持参してくださるようお願いします。

② 届出部数 1部（なお、別に控えを作成し、保管しておいてください。）

なお、富山市の区域については、富山市環境保全課に提出していただく必要があります。

届出の際に必要な添付書類や部数については、富山市にご確認ください。

（富山市環境保全課 富山市新桜町7-38 TEL 076-443-2086）

6 調査命令

Aの場合：

法では、知事が**A**の届出を受けた場合、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関により調査させてその結果を報告すべき旨を命ずることが定められています※。

B、**C**の場合：

法では、知事が**B**、**C**の届出を受けた場合、その土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、その土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及び結果を報告すべきことを命ずることができる旨が定められています※。

※別図届出フローを参照ください。

一定の規模以上の土地の形質の変更時の届出フロー 《A》

【土壌汚染対策法第3条第7項】

（法第3条）第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

土地の形質の変更を計画 （盛土、掘削など）

法第3条第1項ただし書の確認を受け調査義務が一時的に免除されている土地の形質の変更で、形質の変更面積が900m²以上 **《A》**

あらかじめ 知事に届出

知事が土地所有者等に対し、調査命令を発出

土地所有者等が調査を実施し、結果を報告

○届出が不要なもの

（法3条7項、規則21条の4及び施行通知）

- ①対象となる土地の面積が900m²未満の土地の形質の変更
- ②対象となる土地の面積が900m²以上の土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当しない行為
 - ア 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - イ 土壌の飛散又は流出を行う土地の形質変更を行うこと
 - ウ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること
- ③鉱山関係の土地（鉱山保安法に規定する鉱山）において行われる形質変更
- ④非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ⑤変更の内容が盛土のみの場合

届出の後に行う調査や行政手続き等に相当の期間を要することを想定して、土地の形質の変更の予定日より充分前に届出を行ってください。

一定の規模以上の土地の形質の変更時の届出フロー 《B、C》

【土壌汚染対策法第4条第1項】

土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という）であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届けなければならない。

土地の形質の変更を計画
(盛土、掘削など)

- ・現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等で、形質の変更面積が900m²以上【B】
 - ・(【B】以外) 形質の変更面積が3,000m²以上【C】
- ※ 法第3条第1項ただし書の確認を受け調査義務が一時的に免除されている土地の形質の変更である場合は、法第3条第7項の届出【A】となる。

着手30日前までに
知事に届出土壌汚染のおそれの
基準該当性を判断

右の土地基準に
該当する場合

知事が土地所有者等
に対し、調査命令を发出

土地所有者等が調査を
実施し、結果を報告

右の土地基準に
該当しない場合

形質変更の実施

○届出が不要なもの

(法4条第1項、規則25条及び施行通知)

- ① 次のいずれにも該当しない行為
イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。
- ② 農業を営むために通常行われる行為（耕起、収穫等）であって、①イに該当しないもの。
- ③ 林業の作業路網の整備であって、①イに該当しないもの。
- ④ 鉱山関係の土地（鉱山保安法に規定する鉱山）において行われる形質変更
- ⑤ 基準不適合土壌が存在するおそれがない等として知事が指定した土地において行われる土地の形質変更
- ⑥ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ⑦ 変更の内容が盛土のみの場合

○汚染のおそれを判断する土地基準
(施行規則第26条)

- ① 特定有害物質による汚染が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造・使用・処理していた土地
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む個体若しくは液体を貯蔵・保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である（であった）土地
- ⑤ ②～④の土地と同等程度に土壌の汚染状況が基準に適合しないおそれがある土地

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法^{第3条第7項}_{第4条第1項}の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、
次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		
土地の形質の変更の着手予定日		
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項の 規定による土地の 形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	
	工場又は事業場の 敷地であつた土地 の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	
	有害物質使用特定 施設の種類	
	有害物質使用特定 施設の設置場所	
	特定有害物質の種 類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記入例《A》

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

届出の後に行う調査や行政手続きに相当の期間を要すること等を想定して、土地の形質の変更の予定日より充分前に届出を行ってください。

土地の形質の変更を行う土地の所在地（地番）を記入してください。
地番が複数の筆にわたる場合は、省略せずに全ての地番を記入してください。

なお、地番が多すぎてこの欄に記入できない場合、下の例のように書き、別紙として全ての地番を記入した一覧表を添付してください。

例「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇 外〇筆」

規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

富山県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、
第4条第1項の定めにより、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目 〇番〇、△番△、□番□・・・	
土地の形質の変更の場所	別図〇のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	〇〇, 〇〇〇m ² { うち 掘削 〇, 〇〇〇m ² 盛土 〇, 〇〇〇m ² } 別図〇のとおり	
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	〇〇株式会社〇〇工場
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目 〇番〇、△番△、□番□・・・
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地の所在地（地番）を記入してください。 地番が複数の筆にわたる場合は、省略せずに全ての地番を記入してください。 なお、地番が多すぎてこの欄に記入できない場合、下の例のように書き、別紙として全ての地番を記入した一覧表を添付してください。 例 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇 他〇筆
	有害物質使用特定施設の種類の種類	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

添付書類の「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図、断面図」（図面に番号を付けてください。）

土地の形質の変更を行う部分の面積を記入してください。また、掘削及び盛土部分の面積を内数として明記してください。

最初に土地の形質の変更を行う日を記入してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記入例《B》、《C》

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

土地の形質の変更を行う土地の所在地（地番）を記入してください。地番が複数の筆にわたる場合は、省略せずに全ての地番を記入してください。

なお、地番が多すぎてこの欄に記入できない場合、下の例のように書き、別紙として全ての地番を記入した一覧表を添付してください。

例「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇 外〇筆」

規模以上の土地の形質の変更届出書

提出日を記入してください。
着手予定日の30日前までに届出が必要です。

年 月 日

富山県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

第3条第7項、第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目 〇番〇、△番△、□番□・・・
土地の形質の変更の場所	別図〇のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	〇〇, 〇〇〇m ² 〔うち 掘削 〇, 〇〇〇m ² 盛土 〇, 〇〇〇m ² 〕 別図〇のとおり
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称 〇〇株式会社〇〇工場 有害物質使用特定施設の種類の種類 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 66号 電気めっき施設 有害物質使用特定施設の設置場所 別図〇のとおり 特定有害物質の種類 シアン化合物 六価クロム化合物 ふっ素及びその化合物

添付書類の「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図、断面図」（図面に番号を付けてください。）

土地の形質の変更を行う部分の面積を記入してください。また、掘削及び盛土部分の面積を内数として明記してください。

最初に土地の形質の変更を行う日を記入してください。

貴事業所に設置されている水質汚濁防止法特定施設（有害物質を使用しているものに限る。）、その施設において使用されている特定有害物質の種類を記入してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 17 日

部内出先機関の長 殿

建設技術企画課長

資源有効利用促進法政省令の改正について

このことについて、国土交通省より別添のとおり送付がありましたので、適切に運用されますようお願いいたします。

(事務担当 技術指導係)

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 11 日

公共発注者の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

資源有効利用促進法政省令の改正について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省において資源有効利用促進法政省令の改正をいたしましたので、周知をいたします。

貴部局におかれましては、管内市町村（政令市除く）に対して周知いただくとともに、本改正の趣旨を十分にご理解の上、適切な運用に格段のご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今回の主な改正概要等につきましては、別紙のとおりです。

【別紙 1】資源有効利用促進法の政令及び省令の改正について（概要）

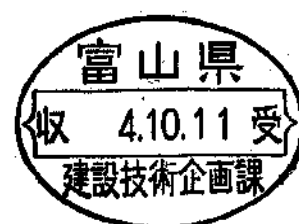
【別紙 2】建設発生土から発生する土の搬出先の明確化等

【別紙 3】「資源有効利用促進法」を知っていますか？（建設会社向けチラシ）

【別紙 4】資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（改正）

【別紙 5】資源の有効な利用の促進に関する法律判断基準省令（改正） 省略

【別紙 6】（参考）標準請負契約約款（新旧対照表）



資源有効利用促進法の政令及び省令の改正について（概要）

令和 4 年 9 月
不動産・建設経済局建設業課

○施行日について

公布：令和 4 年 9 月 2 日

施行：令和 5 年 1 月 1 日

○改正内容について

（１）資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正

- ①資源有効利用促進法第15条第1項の判断の基準となるべき事項に照らして再生資源の利用が著しく不十分であると認める場合に国土交通大臣による勧告及び命令の対象となる特定再利用事業者の要件（その事業年度における建設工事の施工金額が50億円以上であること）について、「50億円以上」を「25億円以上」に引き下げる。（別表第2関係）。
- ②資源有効利用促進法第34条第1項の判断の基準となるべき事項に照らして再生資源の利用の促進が著しく不十分であると認める場合に国土交通大臣による勧告及び命令の対象となる指定副産物事業者の要件（その事業年度における建設工事の施工金額が50億円以上であること）について、「50億円以上」を「25億円以上」に引き下げる。（別表第7関係）。

（２）建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（再生資源省令）の一部改正

- ①建設発生土、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の利用に当たっての責務の追加（第4条・第5条・第6条）

建設工事業業者は、建設発生土、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊を利用する場合において、完成後の工作物の機能のみならず安全にも支障が生じないよう適切な施工を行うものとする。
- ②再生資源利用促進の主体の明確化（第4条・第8条・第9条関係）

建設発生土の利用に当たっての情報収集及び情報提供、再生資源利用計画の作成等並びに工事現場における管理体制の整備については、発注者から直接工事を請け負った者及び自主施工者（以下これらを「元請業者等」という。）をその主体として明確化することとする。
- ③再生資源利用計画の作成対象工事の拡大等（第8条関係）
 - i. 計画作成を要する基準となる建設発生土の搬入量「1000m³以上」を「500m³以上」に引き下げることにし、発注者から直接工事を請け負った者は計画作成後速やかに発注者に提出し、その内容を説明するものとする。
 - ii. 計画には以下の事項を記載するものとし、以下の事項に変更が生じたときは速やかに発注者に報告するとともに、計画を変更するものとする。
 - ・発注者及び元請業者等の商号、名称又は氏名
 - ・元請業者等が工事現場に置く責任者の氏名
 - ・建設資材ごとの利用量及び当該利用量のうち再生資源ごとの利用量

- ・再生資源の種類ごとの搬入元の名称（搬入元が他の工事現場の場合は、建設工事の名称）及び所在地
 - ・建設資材ごとの再生資源利用率（＝再生資源の利用量／建設資材の利用量）
 - ・計画の作成日又は変更日
- iii. 元請業者等は、計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。
- iv. 発注者から直接工事を請け負った者は、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告するものとする。
- v. 計画及び実施状況の記録には、虚偽の記載を行ってはならないこととする。
- vi. 元請業者等は、計画及び実施状況の記録を工事完成后5年間（現行は1年間）保存することとする。

（３）建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（指定副産物省令）の一部改正

①再生資源の利用の促進の原則への「指定副産物の適正な分別」の位置付け（第3条関係）

建設工事業業者は、再資源化施設の活用を図ること等のみならず、指定副産物の適正な分別を図ることにより、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するものとする。

②指定副産物の処理に要する費用の見積りに係る規定の追加（新設）

建設工事業業者は、請負契約を締結するに際して、指定副産物を工事現場から搬出する予定があるときは、運搬費その他の指定副産物の処理に要する経費を適切に見積るよう努めるものとすることとする。

③指定副産物の利用促進の主体の明確化（第4条・第7条・第8条関係）

工事現場から建設発生土を搬出する場合の情報収集及び情報提供、再生資源利用促進計画の作成等並びに工事現場における管理体制の整備について、元請業者等をその主体として明確化することとする。

④再生資源利用促進計画の作成対象工事の拡大等（第7条関係）

- i. 計画を要するの基準となる建設発生土の搬出量「1000m³以上」を「500m³以上」に引き下げることとし、発注者から直接工事を請け負った者は計画作成後速やかに発注者に提出し、その内容を説明するものとする。
- ii. 計画には以下の事項を記載するものとし、以下の事項に変更が生じたときは速やかに発注者に報告するとともに、計画を変更するものとする。
 - ・発注者及び元請業者等の商号、名称又は氏名
 - ・元請業者等が工事現場に置く責任者の氏名
 - ・指定副産物の種類ごとの工事現場内における利用量及び再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量
 - ・指定副産物の種類ごとの搬出先の名称（搬出先が他の工事現場の場合は、建設工事の名称）及び所在地
 - ・指定副産物の種類ごとの再生資源利用促進率（＝「工事現場内における利用量」及び「工事現場からの搬出量のうち再生資源として利用された量」の合計／工事現場における指定副産物の発生量）
 - ・計画の作成日又は変更日

- iii. 元請業者等は、計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。
- iv. 発注者から直接工事を請け負った者は、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告するものとする。
- v. 計画及び実施状況の記録には、虚偽の記載を行ってはならないこととする。
- vi. 元請業者等は、計画及び実施状況の記録を工事完成后5年間（現行は1年間）保存することとする。

（４）経過措置

（２）及び（３）の改正は、施行日（令和５年１月１日）以後に新たに請負契約を締結する建設工事に適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事については、なお従前の例によることとする。

以上



※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に
関して所要の措置を講じるもの。

○ ○ 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底

○ ○ 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

建設発生の計画制度の強化

【現行制度】 資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成対象工事の拡大（土砂1,000m³→500m³）、保存期間の延長（1年→5年）、発注者への報告と建設現場への揭示を義務化【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】

※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、于エック機能を強化

【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】

○搬出先の後領土の規制及び搬出後の土砂受領書等の確認を義務化する

【省令改正】：盛土規制法の施行に合わせ施行予定】

新たな法制度等

(盛土規制法等)

○ 厳格な威士許可制

○不法盛土の監視強化（許可地一覧の公表・現地揭示）

○盛土許可違反の建設業者やトラック運送事業者等への処分

【指定利用等の取組状況】

国	: 99%
---	-------

都道府県：88% 政令市：77%

市区别除(政令市除) : 69%

【再生資源利用促進計畫書】

(一)

無画十

請負会社 : ●株式会社
工事所在地 : ●市●町●
建設発生土 : ●●●●●
搬出先 : ●工事●●●
●●処分場●●●

資源有効利用促進法 政省令改正(第一弾)の概要

公布：令和4年9月2日
施行：令和5年1月1日
(省令：施行日以降に契約する工事に適用)

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準（省令）を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒ **再生利用の促進・不適正処理防止の観点から、政省令を改正し、計画制度を強化。**

◇計画制度・元請業者責任の強化【省令改正】※

- ※ 2つの省令の関係部分を改正
- ・再生資源省令
(土砂等を工事に利用する際の省令)
 - ・指定副産物省令
(土砂等を工事から搬出する際の省令)

(1) 再生資源利用促進計画の作成対象工事の拡大等

- 土砂等の利用量や搬出量・搬出先等を記載する再生資源利用促進計画に関して、
- ・計画作成の対象工事拡大（搬出土砂量1,000m³以上→500m³以上）
- ・計画及びその実施状況の保存期間の延長（1年→5年）

(2) 元請業者責任の強化等

- ・計画作成後の発注者への説明を義務付け
- ・発注者からの請求に応じて実施結果を報告
- ・計画の現場掲示を義務付け（インターネット公表の努力義務）
- ・元請及び下請け企業は、契約に際し、運搬費その他処理経費の適切な見積りに努める

◇勧告・命令の対象事業者の範囲の拡大【政令改正】

- ・より小規模な事業者も勧告・命令の対象となるよう、その基準を年間施工金額50億円以上→25億円以上に引き下げ。

盛土規制法の施行に合わせ、更なる省令改正を予定
(搬出先の盛土規制法の許可の事前確認・
土砂受領書等の確認義務化等)

(参考)標準請負契約款の改正について



○資源有効利用促進法省令改正を踏まえ、標準請負契約款の改正について中建審より勧告 ※赤字部分追加
(9/2付け勧告、令和5年1月1日施行)

公共工事標準請負契約款の改正

建設工事請負契約書(抜粋)

- 一 工事名
- 二 工事場所
- 三 工期
- 四 工事を施工しない日
- 五 請負代金額
- 六 契約保証金
- 七 調停人

(ハ 建設発生土の搬出先等)

[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

(九 解体工事に要する費用等) (略)

民間建設工事標準請負契約款(甲)の改正

建設工事請負契約書(抜粋)

- 一、工事名
 - 二、工事場所
 - 三、工期
 - 四、工事を施工しない日
 - 五、請負代金額
 - 六、支払方法
 - 七、調停人
 - 八、その他
- 注 (略)

この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが望ましい。建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが困難な場合にも、発注者は、受注者により建設発生土の適正処理が行われることを確認することが求められる。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施行前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第九条第一項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

(略)

※施行日以降に契約する工事に適用

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 16 日

部内出先機関の長 殿

建設技術企画課長

資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録
規程について

このことについて、北陸地方建設副産物対策連絡協議会より別添のとおり送付があり、各種通知に伴う留意事項について別紙 1 のとおりまとめましたので通知いたします。

資源有効利用促進法省令の改正に伴い、元請事業者等は土壤汚染対策法に基づく発注者が行った手続きの状況等について確認し、その結果を現場に掲示することになります。

ついでには、受発注者間の意思疎通及び必要となる手続きの確認を目的とし、特記仕様書に記載することといたしますので、別紙 2 の記載例を参考とし、適切に運用いただきますようお願いいたします。

(事務担当 技術指導係)

事 務 連 絡

令和 5 年 4 月 7 日

北陸地方建設副産物対策連絡協議会

ご担当者各位

北陸地方建設副産物対策連絡協議会 事務局長

北陸地方整備局 企画部 技術管理課長

資源有効利用促進法省令の改正及び
ストックヤード運営事業者登録規程について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 12 月 5 日付け、事務連絡「資源有効利用促進法政省令の改正について」にて周知をいたしました措置に加えて、この度、資源有効利用促進法省令の更なる改正及びストックヤード運営事業者登録規程の創設をいたしましたので周知いたします。

各県から管内市区町村へ周知、各県建設業協会から協会構成企業へ周知していただくとともに、本改正の趣旨を十分にご理解の上、適切な運用をお願い申し上げます。

今回の主な改正概要等につきましては、別紙のとおりです。

【別紙 1】資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について(概要)

【別紙 2】建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

【別紙 3】「資源有効利用促進法」を知っていますか？令和 5 年 3 月版（建設業者向けチラシ）

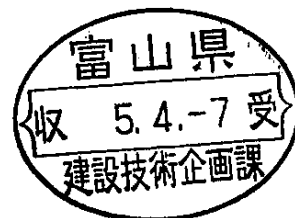
【別紙 4】ストックヤードの登録制度をご利用ください(ストックヤード業者向けチラシ)

【別紙 5】建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準と成るべき事項を定める省令の一部を改正する省令(令和 5 年国土交通省令第 6 号)

【別紙 6】ストックヤード運営事業者登録規程(令和 5 年国土交通省告示第 157 号)

省略

関連資料・・・①



事 務 連 絡

令和 5 年 4 月 7 日

北陸地方建設副産物対策連絡協議会

ご担当者各位

北陸地方建設副産物対策連絡協議会事務局長

北陸地方整備局 企画部 技術管理課長

ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について

日頃より、建設業行政の格別のご理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、ストックヤード運営事業者登録規程（令和 5 年国土交通省工事第 157 号）に関する補足説明及び運用を別添 1 のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

また、本運用につきまして、協議会構成員ではない市区町村には各県から周知、各県建設業協会から協会構成企業に周知していただくとともに、趣旨を十分に御理解の上、制度の適切な運用をお願い申し上げます。

省略

関連資料 . . . ②



事 務 連 絡

令和 5 年 4 月 7 日

北陸地方建設副産物対策連絡協議会

ご担当者各位

北陸地方建設副産物対策連絡協議会事務局長

北陸地方整備局 企画部 技術管理課長

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する
判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について

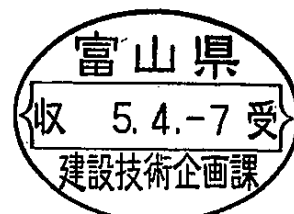
日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する政令（令和 5 年国土交通省令第 6 号）に関する補足説明及び運用を別紙 1 及び別紙 2 のとおり取りまとめたので、お知らせいたします。

また、本運用につきまして、協議会構成員ではない市区町村には各県から周知、各県建設業協会から協会構成企業に周知していただくとともに、趣旨を十分に御理解の上、制度の適切な運用をお願い申し上げます。

省略

関連資料・・・③



事務連絡
令和 5 年 4 月 7 日

北陸地方建設副産物対策連絡協議会
ご担当者各位

北陸地方建設副産物対策連絡協議会事務局長
北陸地方整備局 企画部 技術管理課長

再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について

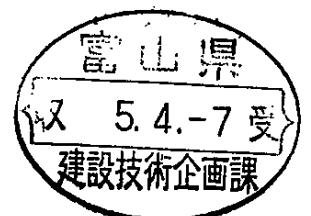
日頃より、建設業行政・土壌環境行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成 3 年建設省令第 20 号。以下「省令」という。）の一部改正（令和 5 年 3 月 3 日公布）により、改正後の省令第 8 条第 3 項第 1 号から第 3 号において、元請建設工事事業者等が再生資源利用促進計画の作成に当たって確認すべき事項を定めたところ です。つきましては、当該確認結果を記載した書面に関する解説を、別添 2「確認結果票作成に当たっての解説」のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

また、本運用につきまして、協議会構成員ではない市区町村には各県から周知、各県建設業協会から協会構成企業に周知していただくとともに、趣旨を十分に御理解の上、制度の適切な運用をお願い申し上げます。

省略

関連資料・・・④



事 務 連 絡

令和5年5月15日

各都道府県建設リサイクル法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

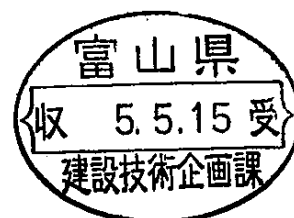
「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について」の一部訂正について

令和5年3月31日付事務連絡「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について」について、別紙「新旧対照表」のとおり一部訂正いたしましたので、お知らせいたします。

貴部局におかれましては、貴管内市町村リサイクル担当部局に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

省略

関連資料・・・⑤



事 務 連 絡
令和5年5月15日

各都道府県建設リサイクル法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

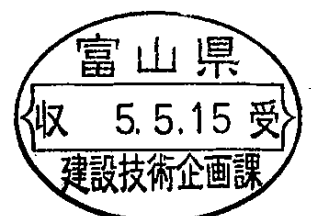
「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の一部訂正について

令和5年3月31日付事務連絡「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」について、別紙「新旧対照表」のとおり一部訂正いたしましたので、お知らせいたします。

貴部局におかれましては、貴管内市町村リサイクル担当部局に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

省略

関連資料・・・⑥



事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 7 日

北陸地方建設副産物対策連絡協議会
ご担当者各位

北陸地方建設副産物対策連絡協議会 事務局長
北陸地方整備局 企画部 技術管理課長

資源有効利用促進法省令の改正及び
ストックヤード運営事業者登録規程について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 12 月 5 日付け、事務連絡「資源有効利用促進法政省令の改正について」にて周知をいたしました措置に加えて、この度、資源有効利用促進法省令の更なる改正及びストックヤード運営事業者登録規程の創設をいたしましたので周知いたします。

各県から管内市区町村へ周知、各県建設業協会から協会構成企業へ周知していただくとともに、本改正の趣旨を十分にご理解の上、適切な運用をお願い申し上げます。

今回の主な改正概要等につきましては、別紙のとおりです。

【別紙 1】資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について(概要)

【別紙 2】建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

【別紙 3】「資源有効利用促進法」を知っていますか？令和 5 年 3 月版（建設業者向けチラシ）

【別紙 4】ストックヤードの登録制度をご利用ください(ストックヤード業者向けチラシ)

【別紙 5】建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準と成るべき事項を定める省令の一部を改正する省令(令和 5 年国土交通省令第 6 号)

【別紙 6】ストックヤード運営事業者登録規程(令和 5 年国土交通省告示第 157 号)

省略

**資源有効利用促進法省令の改正及び
ストックヤード運営事業者登録規程について（概要）**

令和 5 年 3 月
不動産・建設経済局建設業課

○施行日について

公布：令和 5 年 3 月 3 日

施行：（１）（① iii を除く。）、（２）、（３）（第 11 条第 4 項を除く。）

…令和 5 年 5 月 26 日

（１）（① iii に限る。）、（３）（第 11 条第 4 項に限る。）

…令和 6 年 6 月 1 日

○改正内容等について

（１）建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（指定副産物省令）の一部改正

①建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等（新設）

i. 元請業者等は、建設発生土を計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る元請業者等）に対し、以下の事項を記載した受領書（電磁的記録も可）の交付を求めるものとする。

a. 搬出先の名称（搬出先が工事現場の場合は建設工事の名称）及び所在地

b. 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名

c. 搬出元（搬出元が工事現場の場合は建設工事の名称）の名称及び所在地

d. 建設発生土の搬出量

e. 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日

ii. 元請業者等は、受領書の交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の交付を受けたときは、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認するとともに、当該受領書又はその写しを計画を作成した建設工事の完成日から 5 年を経過する日まで保存するものとする。

iii. 元請業者等は、建設発生土が計画に記載した搬出先（a. ～c. に該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先に関する i. a. ～e. の事項を記載した書面（電磁的記録も可）を作成するとともに、当該書面を計画を作成した建設工事の完成日から 5 年を経過する日まで保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

a. 国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるもの

b. 建設発生土を利用しようとする他の工事現場（建設工事を施工する予定の場所を除く。）及び当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所

c. 建設発生土の一時置場（建設発生土を再資源化施設、他の工事現場その他の建設発生土の搬出先に搬出するまでの間一時的に保管するための場所をいう。）のうち国土交通大臣が定めるもの（（３）「ストックヤード運営事業者登録規程」による登録を受けたストックヤード運営事業者が運営するストックヤード）

②建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認（新設）

- i. 元請業者等は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成しようとするときは、あらかじめ以下の事項を確認した上で計画を作成するとともに、その確認の結果を記載した書面（電磁的記録も可）を作成するものとする
 - a. 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされていること
 - b. 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する以下の事項
 - ・当該行為が宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあつては、当該許可を受けていること
 - ・当該行為が同法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされていること
 - c. 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- ii. 元請業者等は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成したときは、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに i. により作成した書面の内容を通知するものとする。これらの内容に変更があつたときも、同様とする。
- iii. i. により作成した書面は計画の一部として、計画本体と同様、作成時に発注者へ提出及び報告、内容の変更時に発注者へ報告するものとし、現場掲示により公衆の閲覧に供するほか、計画を作成した工事の完成後5年を経過する日まで保存するものとする。

（2）建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（再生資源省令）の一部改正

・建設発生土の搬出元に対する受領書の交付（新設）

元請業者等は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は当該工事現場に係る元請業者等）に対し、速やかに、（1）① i. a. ～e. の事項を記載した受領書を交付するものとする。

（3）「ストックヤード運営事業者登録規程」の新設

ストックヤード（再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所）を運営する事業者を国土交通大臣が登録し、その登録を受けた事業者は、元請業者等と同様、土砂の搬出先の確認や受領書の交付等を求める。

（4）経過措置

（1）① iii. を除く。）、（2）の改正は、施行日（令和5年5月26日）以降に新たに請負契約を締結する建設工事に適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事については、なお従前の例によることとする。

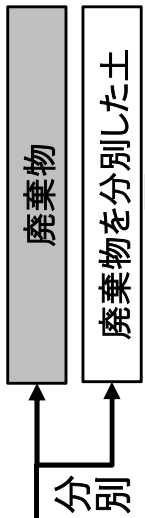
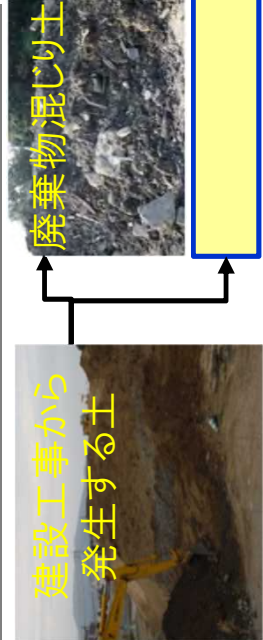
（1）① iii. 及びの改正は、施行日（令和6年6月1日）以降に新たに請負契約を締結する建設工事に適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事については、なお従前の例によることとする。

以上

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

別紙 2

建設工事から発生する土



……廃掃法に基づき適正に処理

資源有効利用促進法※

に基づき再生資源として利用

※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。



指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国	： 99%
都道府県	： 88% 政令市： 77%
市区町村(政令市除く)	： 69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

建設発生土の計画制度の強化

【現行制度】資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成対象工事の拡大（土砂1,000m³→500m³）、保存期間の延長（1年→5年）、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】
※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化
【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】
- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認を義務化
【省令改正：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】
- ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化
【告示：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】

【再生資源利用促進計画書】 (イメージ)

計画書	
請負会社	： ●●株式会社
工事所在地	： ●●市●●町●●
建設発生土	： ●●m ³
搬出先	： ●●工事 ●●m ³ ●●m ³
	●●処分場 ●●m ³ ●●m ³
コンクリート	： ●●m ³ ●●m ³ ●●m ³
アスファルト・コンクリート	： ●●m ³ ●●m ³ ●●m ³
木材	： ●●m ³ ●●m ³ ●●m ³



新たな法制度等 (盛土規制法等)

- 厳格な盛土許可制 ○ 不法盛土の監視強化（許可地一覧の公表・現地掲示）
- 盛土許可違反の建設業者への処分

資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)等について

盛土規制法の施行にあわせ、資源有効利用促進法の省令改正(令和4年度第2弾)及びストックヤードに関する新たな登録制度を創設する。

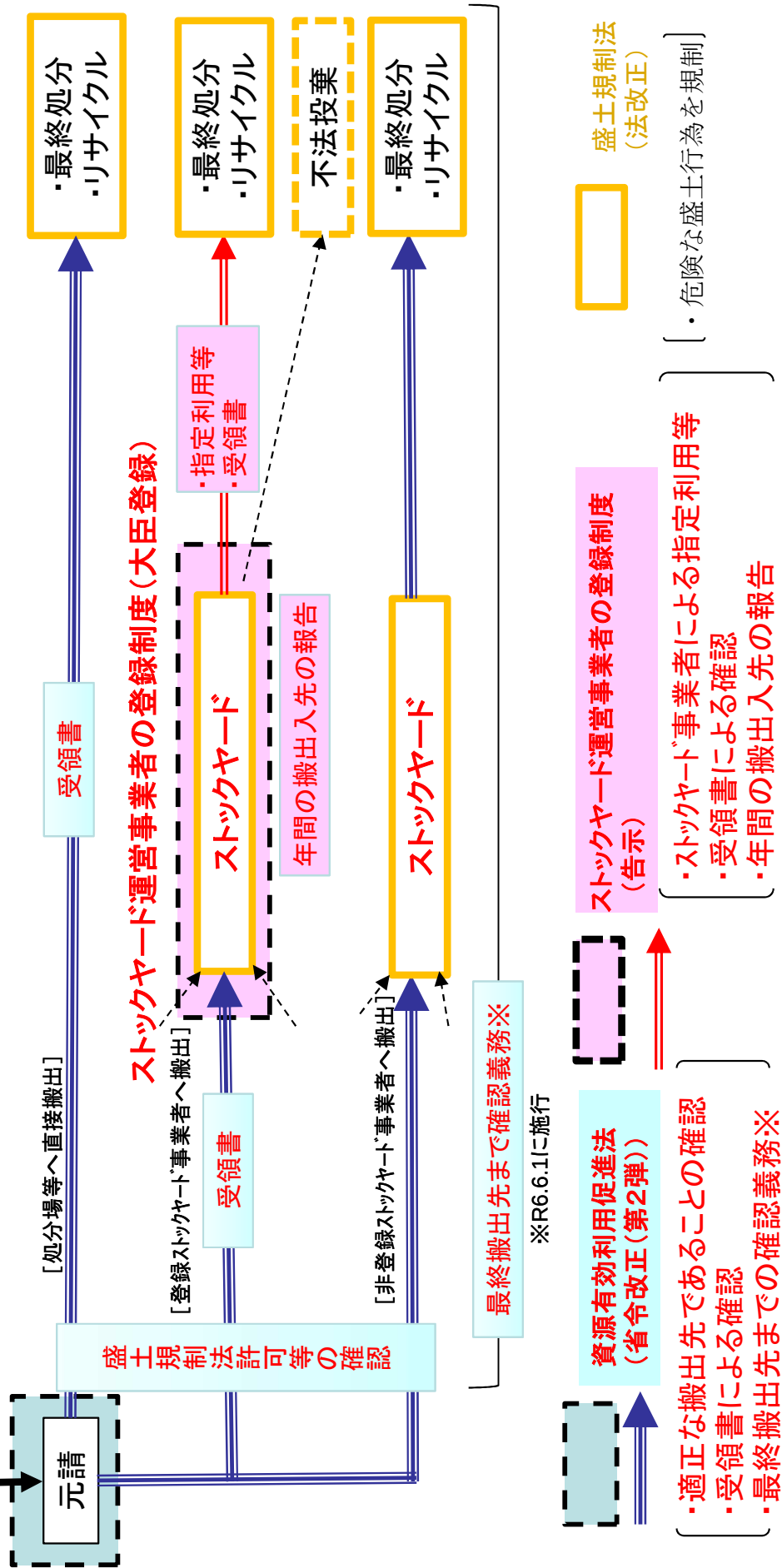
【目的】・ストックヤードに搬入された場合でも、適正な処分等がされること

・優良なストックヤード等の育成により、発生土のリサイクルを促進すること

入契法適正化指針改正(閣議決定)
標準約款改正(中建審決定・勧告)

〔・指定利用等
・処理費用の適正な負担〕

・省令第2弾、ストックヤード運営事業者登録制度ともに、
盛土規制法の施行に合わせR5.5.26施行
・ただし、最終搬出先までの確認義務は、R6.6.1施行



資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)の概要

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒ 主に不適正処理防止の観点から省令を改正し、新設するストップカード運営事業者登録制度とあわせ、計画制度を強化。

◇適正な搬出先への確実な搬出等【省令改正（第2弾）】

(1) 適正な搬出先への確実な搬出

- ・元請業者は事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認し、結果を再生資源利用促進計画の添付資料（確認結果票）として現場揭示
- ・元請業者は搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認、受領書の写しを5年間保存
- ・元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、上記と同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存

※ ①国又は地方公共団体が管理する場所

②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等

③ストップカードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所

(2) 土壌汚染対策法への対応

- ・元請業者は発注者の土壌汚染対策法等の現状状況を確認
- ・確認結果を（1）と同様に現場揭示

(1)(2)を盛土規制法の施行に
合わせ令和5年5月26日施行、
ただし、(※)については、ストック
ヤード事業者の登録期間を1年
間設け令和6年6月1日から施行

注) 令和5年1月1日施行の政省令改正を実施済み（第一弾）

（再生資源利用促進計画の作成対象の拡大、同計画の発注者への説明、現場揭示の義務化等）

ストックヤード運営事業者登録制度の概要

ストックヤード運営事業者の登録制度について

● 資源有効利用促進法省令改正（第2弾）と連携し、**ストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設**

①ストックヤード運営事業者の登録制度創設の目的

ストックヤードに搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを促進する。

②登録の拒否要件

- ・破産者、禁固刑を終え5年以内の者、不正又は不誠実な行為をするおそれのある者、暴力団等の関与がある者 など
- ・登録取消し後5年以内の者や盛土規制法などの法令による是正命令等を受けている者 など

③登録した業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出後に搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記の搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成

- ①国又は地方公共団体が管理する場所
- ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
- ③登録ストックヤード

※ 本項目は令和6年6月1日から施行

- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 など
- ・ストックヤードに土砂が搬入された場合、搬入元に受領書を交付

④登録した事業者に対する国の対応等

- 国は、ストックヤード運営事業者の適正な運営を確保するため登録業者に對して以下の対応を実施
- ①業務に関する報告又は資料提出の請求
 - ②業務に関する不正・不誠実行為等に対する勧告等
 - ③不正登録や虚偽報告、上記勧告等の無視、盛土規制法などの法令による勧告や改善命令を受けた場合等における登録取消し

⑤発生土のリサイクルの促進

- ・国はストックヤード運営事業者のリストを公表。その際、搬入・搬出する土の種類、連絡先等を掲載

※登録の事務は、各地方整備局建政部建設産業課等が担当

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

○政省令の一部改正（第一弾）（公布：R4.9.2／施行：R5.1.1）

○省令の一部改正（第二弾）（公布：R5.3.3／施行：R5.5.26（(5)2）はR6.6.1施行） 【下線部が第二弾改正点】
施行日以降に新たに契約した公共及び民間建設工事が対象

（１）発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

- ・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

（２）契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

- ・元請及び下請企業は、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めることとなっています。

（３）施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）の作成等

- ・元請企業は一定規模以上※¹の工事を施工する場合、計画（確認結果票※²を含む（以下、同じ））を作成し、**発注者へ提出、説明**のうえ**工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示**することとなっています。
- ・元請企業は建設発生土を搬出する場合、**確認結果票を作成**することとなっています。
 - ①建設発生土の**搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認**
 - ②発注者等が行った**土壌汚染対策法等の現状状況等の確認**（発注者等は元請企業に現状状況を説明）
- ・また、作成した**計画を運送事業者へ通知**することとなっています。
- ・なお、工事現場において責任者を置くことにより管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

（４）建設発生土の搬出後又は受入後に実施すること（元請企業）

１）搬出先の受領書の確認及び保管等

- ・元請企業は、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者に**受領書の交付を求め搬出先が計画と一致することを確認**するとともに、**受領書の写しを保存**※³することとなっています。

２）建設発生土の受入後の受領書交付

- ・元請企業は、建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、**搬入元に受領書を交付**することとなっています。

（５）建設工事の竣工後に実施すること（元請企業）

１）計画の実施状況の記録・保存等

- ・元請企業は、計画の実施状況を把握して記録、保存※³し、また、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告することとなっています。

２）建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存

- ・元請企業は建設発生土が**計画に記載した搬出先**（次の①から④を除く）から**他の搬出先へ搬出されたときは**、速やかに当該搬出先の**搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面**※⁴を作成し、**保存**※³することとなっており、**更に他の搬出先へ搬出されたときも同様**となっています。

- ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- ② 他の建設現場で利用する場合
- ③ スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
- ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

※3 保存期間は、建設工事の完了日から5年間



国土交通省

不動産・建設経済局 建設業課（TEL：03-5253-8111）

1-3-278

（令和5年3月版）

※1 計画の作成を要する一定規模以上の工事

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. Co塊 As塊 建設発生木材 } …… 合計200t以上	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 3. その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. 碎石 …… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物 …… 200t以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

以下の参考様式は国土交通省のホームページを参照ください。

※2 計画書及び確認結果票

※4 建設発生土の最終搬出までの搬出先の名称や所在地等を記載した書面

「建設発生土の搬出先計画制度」で検索（令和5年3月末公開予定）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html



国土交通省

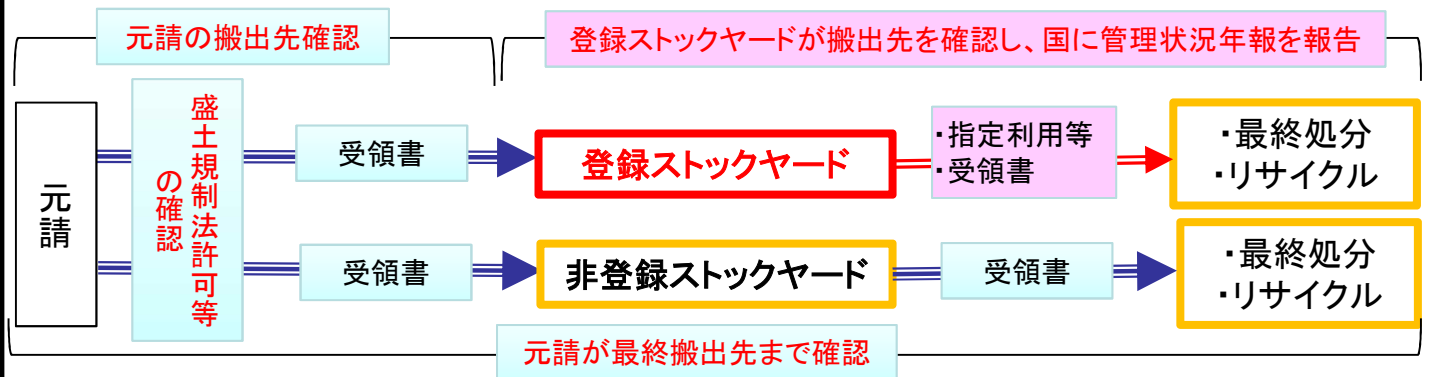
不動産・建設経済局 建設業課（TEL:03-5253-8111）

ストックヤードの登録制度をご利用ください

建設発生土の適正処理の観点から資源有効利用促進法省令改正（令和5年3月3日公布）と連携し、一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設しました。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを推進します。

ストックヤードを経由した場合の建設発生土の最終搬出先確認主体

- 登録制度（R5.5.26受付開始）
- 元請の最終搬出先確認義務（R6.6.1施行）



○登録申請可能なストックヤードの種類等

登録可能なストックヤードは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場所であって、ストックヤード及び土質改良プラント、自社の資材置き場等が含まれます。なお、営利・非営利の別は問いません。

○ストックヤードを国に登録するメリット

- ・資源有効利用促進法省令では、元請業者は500m³以上の土砂を搬出する建設工事において、計画を作成することとしています。元請業者は搬出計画を作成した場合は、最終搬出先まで確認することが義務付けられます。その為、元請業者は、土砂が混合しないよう搬入元別に区分管理する非登録ストックヤードか、登録ストックヤードのいずれかを選択する必要があります。登録ストックヤードは最終搬出先までの確認主体となるため、搬入元別に土砂を区分管理する必要がありません。

○登録ストックヤード運営事業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③④の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③登録ストックヤード
 - ④土砂処分場（再搬出を前提としないもの）
- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 等

○ストックヤード運営事業者の登録申請方法

電子メールにて管轄の地方整備局等へ申請ください。

【申請様式及び申請先については国土交通省のホームページを参照】※令和5年3月末公開予定
「ストックヤード運営事業者登録制度」で検索

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html



国土交通省

不動産・建設経済局 建設業課（TEL：03-5253-8111）

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 9 日

部内出先機関の長 殿

建設技術企画課長

建設副産物情報交換システムの現場掲示様式への対応について

このことについて、国土交通省より別添のとおり送付がありましたので、参考送付いたします。

(事務担当 技術指導係)

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 7 日

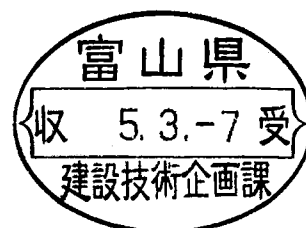
公共発注者の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設副産物情報交換システムの現場掲示様式への対応について

「再生資源利用（促進）計画の掲示様式について」（令和 4 年 1 2 月 2 0 日付け事務連絡）において、現場掲示様式の記載に必要な情報を建設副産物情報交換システム（以下、システム）から転記できるようシステムを改修中であることを周知していたところですが、改修システムの利用可能日が確定したため以下の通り周知いたします。

1. システム利用可能日
令和 5 年 3 月 9 日（木）以降
2. システムによる現場掲示様式の印刷方法
別添を参考に対応願います



再生資源利用(促進)計画書 **－現場揭示用－** の印刷方法

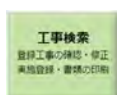
建設副産物情報交換システム(COBRIS)に工事情報を登録すると
現場揭示様式「再生資源利用(促進)計画書 ー現場揭示用ー」を印刷することができます。

※注意事項※

- ・建設副産物情報交換システム(COBRIS)に登録されている工事(計画時の情報)のみ印刷可能です
- ・本資料は、排出事業者向けのシステム画面について説明しています

【下記は、Microsoft Edge、または Google Chrome を利用し、ID とパスワードでログインした後の操作です】

1



をクリックします。

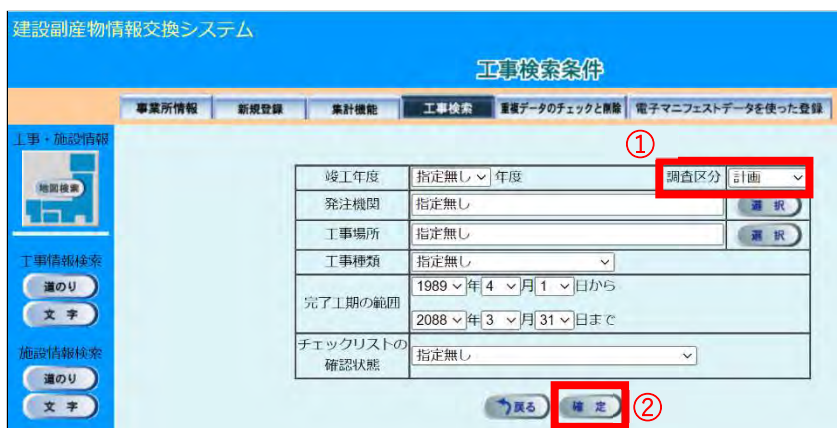


2

「工事検索条件」画面で

- ①調査区分は「計画」を指定し、
- ② **確定** をクリックします。

※竣工年度等の他の項目も
必要に応じて条件を指定
してください



3

「工事概要一覧」画面で
印刷したい工事について、
各種書類の印刷にある

印刷 をクリックします。



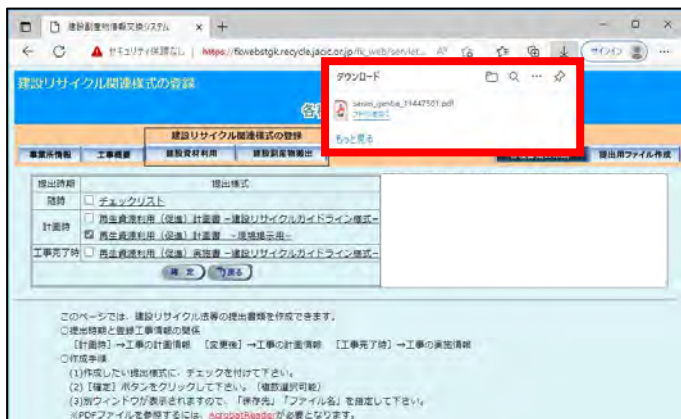
4

「各種書類の印刷」画面で**再生資源利用(促進)計画書 ー現場掲示用ー**にチェックをつけて

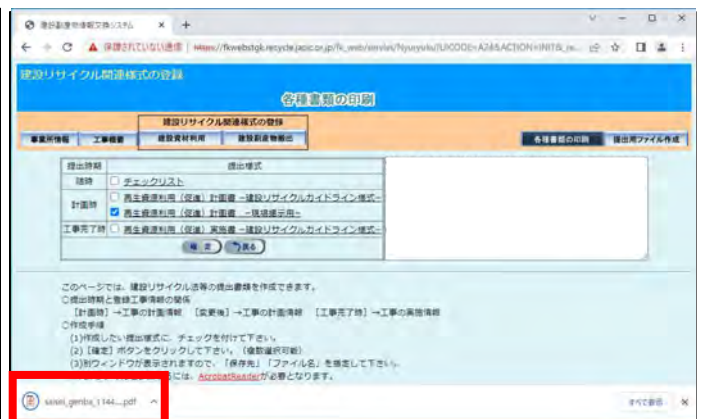
確定 をクリックします

現場掲示用の PDF ファイルを出力します

Microsoft Edge の場合



Google Chrome の場合



ダウンロードしたファイルを開き、印刷してください

再生資源利用(促進)計画書 ー現場掲示用ー

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 20 日

各都道府県建設リサイクル法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

再生資源利用（促進）計画の掲示様式について

日頃より、建設リサイクル行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 9 月 2 日に公布した資源有効利用促進法省令の一部改正（令和 5 年 1 月 1 日施行）において、再生資源利用（促進）計画を公衆の見えやすい場所に掲げることとしました。

この改正に伴い、国土交通省のホームページに掲載しております参考様式「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」に、掲示様式を追加しましたのでお知らせいたします。

貴部局におかれましては、貴管内市町村リサイクル担当部局に対して周知いただくとともに、建設発生土等の適正処理の取り組みが一層進むよう、格段のご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

○その他

現在、建設副産物情報交換システム（COBRIS）から掲示様式に必要な情報を転記できるようシステムを改修中。令和 5 年 3 月末頃を目処に利用可能となった段階で周知予定です。

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 5 日

関係室課・出先機関 御中

環境保全課

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく指定副産物に係る再生資源利用促進計画作成に当たって行う土壤汚染対策法等の手續確認に関する運用について

このことについて、環境省から別添のとおり、事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年国土交通省令第 6 号）」が令和 5 年 3 月 3 日に公布され、同年 5 月 26 日に施行されることとなりました。

この改正により、一定規模以上の工事を施工する場合、元請建設工事事業者等は、土壤汚染対策法に基づく届出の有無など発注者等が行った手續の状況について確認し、その結果を現場に掲示することとなります。

土壤汚染対策法に基づく届出は、基本的に発注者が行うことが想定されるため、貴職におかれましては、発注された公共工事に係る土壤汚染対策法に基づく届出等の要否や有無等について、元請建設工事事業者等にお伝えいただくようご協力をお願いします。

【事務担当】指導係 武藤（内線 2723）

事 務 連 絡
令和5年3月31日

各都道府県・土壤汚染対策法政令市
土壤汚染担当部局 御中

環境省水・大気環境局水環境課土壤環境室

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく
指定副産物に係る再生資源利用促進計画作成に当たって行う
土壤汚染対策法等の手続確認に関する運用について（依頼）

土壤環境行政の推進につきまして、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第6号）が令和5年3月3日に公布され、令和5年5月26日に施行されます。

本改正により、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号。以下「判断基準省令」という。）第8条第3項第1号から第3号の規定に基づき、元請建設工事事業者等が再生資源利用促進計画を作成する際には、発注者等が行った手続として、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び条例に基づく届出要否等を確認フロー等の解説に従って確認するとともに、その結果を確認結果票に記載し現場に掲示することとなりました。

貴職におかれましては、当該手続確認が適切に運用されるよう、元請建設工事事業者等から土壤汚染対策法及び条例の届出等に関する問合せがあった際には、御協力いただきますようお願い申し上げます。また、基本的に発注者が行うことが想定される土壤汚染対策法や条例に係る届出等の手続の際には、当該手続状況を元請建設工事事業者等にもお伝えいただくよう、貴職から発注者に対し周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、土壤汚染対策法及び条例の届出要否等を行うための確認フロー等の解説は、別紙1「確認結果票作成に当たっての解説」のとおりになります。その他、判断基準省令が施行されるに当たり、建設業団体等に対して発出された事務連絡（別紙2「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について」）

や判断基準省令に関するチラシ（別紙３）も併せて送付いたします。

【連絡先】

環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室

電話：03-5521-8322

E-mail：mizu-dojo@env.go.jp

確認結果票作成に当たっての解説

(共通編・建設発生土の搬出先の確認編)

I 共通

本確認結果票は、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号)」(以下「省令」という。)の第8条第4項に規定する「確認の結果を記載した書面」の記載例を示したものです。

建設工事の元請業者や自主施工者は、合計500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、土壌汚染対策法等の手続確認等(同第8条第3項1号及び第3号)や搬出先の確認等(同項第2号及び第3号)を行い確認結果を記録する必要があります。また、確認結果は再生資源利用促進計画の添付資料として、発注者への報告・説明及び公衆の見えやすい場所へ掲示等を行う必要があります。

II 建設発生土の搬出先確認

1. 概要

建設工事から搬出される土砂が不法な盛土等に悪用されたり、危険な盛土等になることを防止し、適正に利用又は処分されるよう搬出先の決定にあたり、搬出先ごとに以下の内容を確認し、その結果を確認結果票に記載ください。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)(以下「盛土規制法」という。)に規定する宅地造成等工事規制区域(以下「宅造区域」という。)又は特定盛土等規制区域(以下「特盛区域」という。)の指定の有無、及び都道府県・市町村において土砂の埋立て等に関する規制条例(以下「土砂条例」という。)の制定の有無を確認する。
- (2) 搬出先が有している盛土規制法及び土砂条例の許可等又は届出の種類及び許可番号等を確認する。
- (3) 搬出先が盛土規制法及び土砂条例の許可等を要しない理由を確認する。
(場合によっては、当該土地所有者等の盛土行為や土砂の一時堆積行為に対する同意を確認する。)

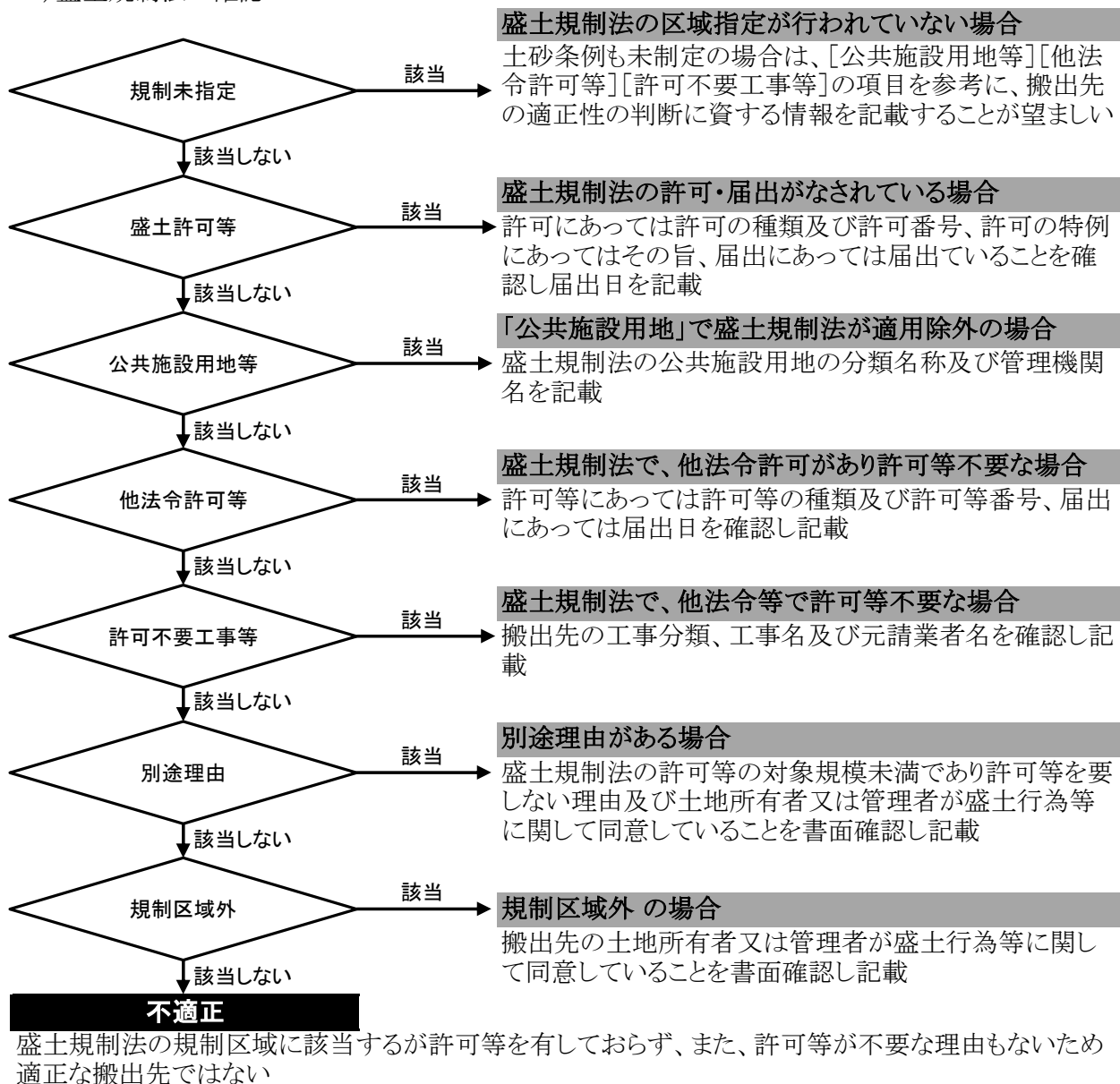
2. 確認手順及び確認結果票の記載事項

搬出土砂が不法な盛土等に悪用されたり、危険な盛土等となることを防ぐため、i)盛土規制法、ii)都道府県等の定める土砂条例に基づき、以下の手順で確認し結果を確認結果票に記載してください。

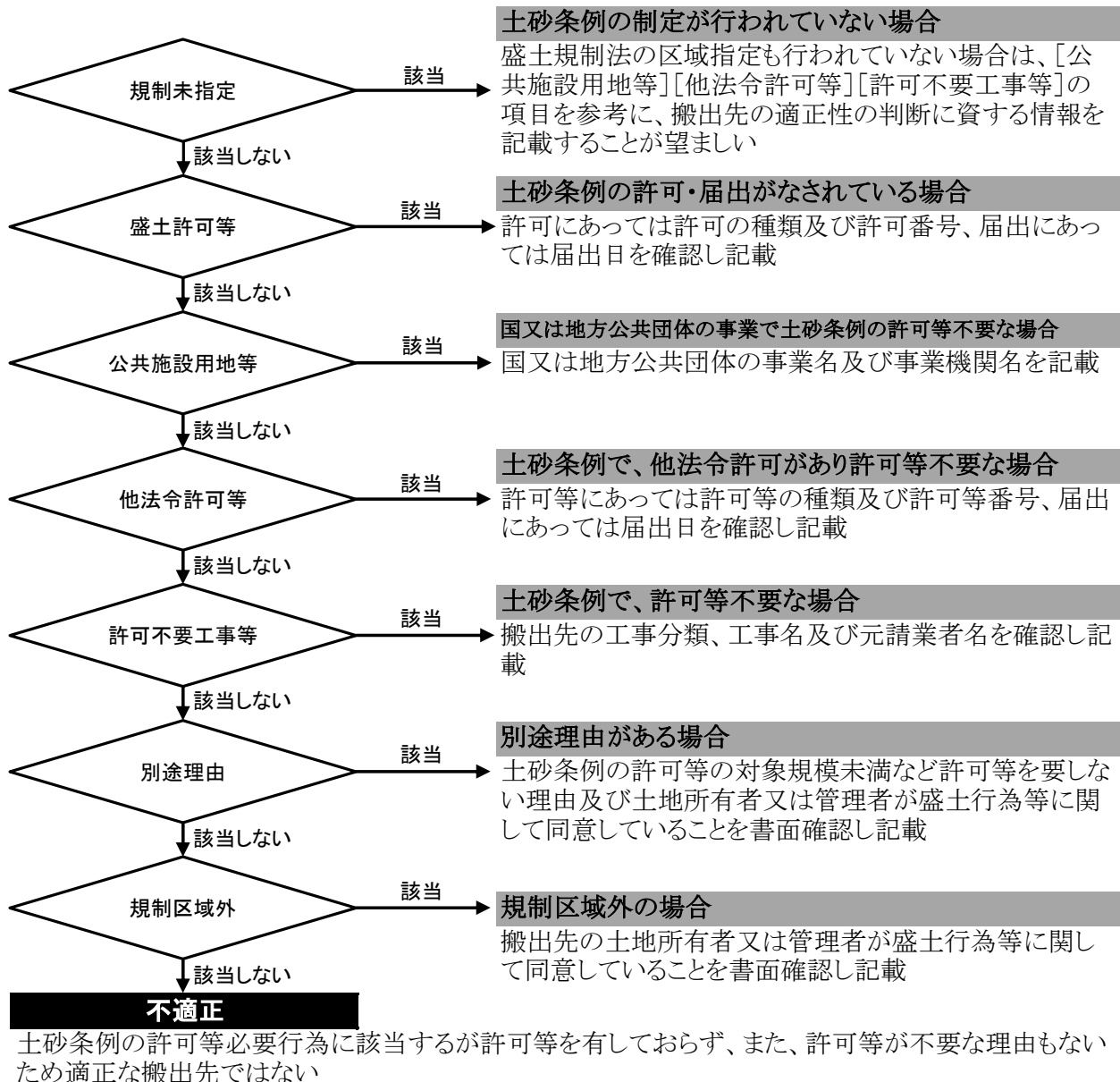
記載にあたっては、下記事項に留意してください。

- ・ i)盛土規制法の確認フローとii)土砂条例の確認フローのどちらも確認することとする。
- ・ i)盛土規制法確認フローとii)土砂条例の確認フローで確認結果が異なる場合は、[規制未指定]を除く確認フロー上位にくる確認区分を確認結果として記載し、その詳細を記載することとする。
- ・ どちらか一方の判定が[不適正]となった場合は適切な搬出先として認めない。
- ・ i)盛土規制法の規制区域未指定かつii)土砂条例未制定の場合、確認結果は[規制未指定]となるが、「詳細」欄に、[公共施設用地等][他法令許可等][許可不要工事等][別途理由]の項目を参考に、搬出先の適正性の判断に資する情報(許認可や工事種類等)を記載することが望ましい。

i) 盛土規制法の確認フロー



ii) 都道府県等の定める土砂条例の確認フロー



i) ii) の確認・記載に加え搬出先がストックヤード運営事業者登録規程第3条第1項に規定する、国に登録されたストックヤードである場合には、当該登録番号も記載する。

3. 確認区分

i) 盛土規制法の確認区分

(1) 【規制未指定】

盛土規制法の区域指定(宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域)が行われていない場合。

(2) 【盛土許可等】

- ・盛土規制法第12条第1項(第16条第1項)又は第30条第1項(第35条第1項)に基づく許可(又は変更許可)
- ・盛土規制法第15条又は第34条に基づく許可の特例
- ・盛土規制法第21条第1項、第27条第1項(第28条第1項)又は第40条第1項に基づく届出(又は届出の変更)

(3) 【公共施設用地等】

盛土規制法第2条第1号に規定する「公共施設用地」に該当し、同法の適用除外である場合(参考資料1.(3))。

表1 公共施設用地等の確認結果票への分類名称

公共施設用地		国又は地方公共団体が管理する施設用地	
道路	飛行場	学校	水産飲雑用水
公園	航空保安	運動場	農業集落排水
河川	鉄道	緑地	漁業集落排水
砂防	軌道	広場	林地荒廃防止
地すべり	索道	墓地	急傾斜地崩壊防止
海岸保全	無軌条電車	廃棄物処理施設	
津波防護	雨水貯留浸透	水道	
港湾	農業用ため池	下水道	
漁港	防衛施設	営農飲雑用水	

(4) 【他法令許可等】

盛土規制法第12条第1項ただし書、第27条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書に基づき、他法令許可等により「災害の発生のおそれがないと認められる工事」(参考資料1.(2)①から④又は⑥、⑧から⑨)として盛土規制法の許可等を要しない場合。

(5) 【許可不要工事等】

盛土規制法の許可等を要しない「災害の発生のおそれがないと認められる工事」に該当する工事(参考資料1.(2) ⑤、⑦、⑩から⑫、⑭ハ)に該当する場合。

表2 許可不要工事等の確認結果票への分類名称

分類	適用	備考
土地改良	盛土規制法省令第8条第1号	参考資料1. (2)⑤
家畜感染予防	同第3号	同上⑦
放射性物質汚染対処	同第6号	同上⑩
森林作業路網	同第7号	同上⑪
非常災害応急措置	同第8号	同上⑫
工事付随堆積	同第10号ハ	同上⑭ハ

(6) 【別途理由】

盛土規制法の宅造区域又は特盛区域であつて盛土規制法の許可等の要件未満であり許可等を要しない理由がある場合(参考資料1. (1))。

(7) 【規制区域外】

搬出先が盛土規制法の宅造区域又は特盛区域のいずれにも該当しない場合。

ii) 都道府県等の定める土砂条例の確認区分

(1) 【規制未指定】

都道府県等の定める土砂条例が制定されていない場合。

(2) 【盛土許可等】

土砂条例が制定されている場合において、当該条例の許可又は届出を有している場合。

(3) 【公共施設用地等】

土砂条例が制定されている場合において、「国又は地方公共団体の事業」等により、当該条例に規定する許可等を要しないもの(参考資料 2. (2))に該当する場合。

(4) 【他法令許可等】

土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する他法令許可等により当該条例の許可等を要しないもの(参考資料2. (3))に該当する場合。

(5) 【許可不要工事等】

土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する許可等を要しない事業等に該当する場合(参考資料 2. (2))。

(6) 【別途理由】

土砂条例が制定されている場合において、土砂条例の許可等の要件未満であるなど許可等を要しない理由がある場合(参考資料 2. (1))。

(7) 【規制区域外】

土砂条例が制定されている場合において、搬出先が土砂条例の対象地域に該当しない場合。

【参考資料】

1. 盛土規制法の許可等

(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における許可・届出

宅地造成等規制法施行令等で規定する許可や届出の対象要件の概要は次のとおり

区域	行為	届出	許可
宅造区域	宅地造成	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)
	特定盛土等		
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ②堆積の面積500㎡超
特盛区域	特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

※1 宅地造成等工事規制区域(宅造区域)及び特定盛土等規制区域(特盛区域)の指定状況については、該当する都道府県、政令市、中核市にご確認ください。

※2 「崖」とは宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第1条第1項の規定により地表面が水平面に対し30度を超えるものを指します。

※3 一定規模以下のものは許可等不要となる場合があります。詳細は盛土規制法及び宅地造成等規制法施行令及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則をご確認ください。
(参考資料1. (2)⑬、⑭ロ)

(2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

- ① 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ② 鉱業法(昭和5年法律第289号)第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- ③ 採石法(昭和25年法律第291号)第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ④ 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ⑤ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- ⑥ 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の規定による許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

- ⑦ 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑨ 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑩ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- ⑪ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- ⑫ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ホ 独立行政法人水資源機構
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- ⑬ 宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えない盛土又は切土をするもの
- ⑭ 次に掲げる土石の堆積に関する工事
 - イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの
 - ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えないもの
 - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

(3) 公共施設用地(盛土規制法の適用除外)

盛土規制法第2条第1号の規定による「公共施設用地」は、次のとおりである。なお、同法同条第1号から4号のとおり「公共施設用地」における盛土等は盛土規制法に基づく宅地造成、特定盛土又は土石の堆積の対象に含まれない。

<盛土規制法(昭和36年法律第191号)>

- ・ 第2条1号において、公共施設用地とは道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地

<宅地造成等規制法施行令(政令)(昭和37年政令第16号)>

- ・ 第2条 盛土規制法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの(※)及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの

＜宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(主務省令)(昭和37年建設省第3号)＞

- ・ 第1条第1項 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第2条の主務省令(昭和37年建設省第3号)で定める、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第2条第2項に規定する防衛施設をいう
- ・ 第1条第2項 施行令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設をいう

2. 都道府県・市町村の定める土砂条例

(1) 土砂条例による許可等

地方公共団体によっては土砂条例を制定し一定規模以上の行為について許可等を求めている場合がある。許可等を要する規模等については条例によって異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

(2) 土砂条例の許可等を要しない事業等

土砂条例において国又は地方公共団体等の事業等や非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等の工事を当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象事業等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

(3) 土砂条例の許可等を要しない他法令許可等

土砂条例において採石法や砂利採取法の認可等を受けている場合に当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象法令等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

問合せ先 国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03-5253-8380(直通)

確認結果票作成に当たっての解説

(土壌汚染対策法等の手続確認編)

Ⅲ 土壌汚染対策法等の手続確認

1. 概要

元請建設工事業業者等は建設発生土の搬出先の確認等において、省令第8条第3項1号及び第3号に基づき、発注者等が行った手続(土壌汚染対策法や条例の届出の可否等)を確認する必要があります。その他、調査命令や区域指定の有無等、建設発生土の搬出先の確認等を達成するために必要な情報についても、確認フローに沿って確認し、結果を確認結果票に記載し現場掲示ください。また、確認フローは確認結果票とともに記録・保存ください。

2. 手続確認事項

2-1. 土壌汚染対策法の手続確認事項

以下(1)～(3)についてご確認ください。ご不明な点は所管の都道府県等へお問合せください。

(1) 土壌汚染対策法(以下「法」という。)の届出の可否

以下①～③の対応可否をご確認ください。④は2-1(3)に該当した場合に届出の可否をご確認ください。なお、2-1(2)の命令が有りの場合、調査結果の報告書の届出も併せてご確認ください。

①法第3条関係

ア. 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第3条第1項)。

イ. 操業を続けることを理由に一時的に2-1(1)①アの調査を免除された土地で、900m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(法第3条第7項)。

②法第4条関係

ア. 3,000m²以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等では900m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(法第4条第1項)。

イ. 土地の所有者等の全員の同意を得て、2-1(1)②アの届出前に調査を行い、2-1(1)②アの届出に併せて当該調査結果を提出することができます(法第4条第2項)。

③法第14条関係

自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請できます(法第14条第1項)。

④法第16条関係

法に基づき区域指定された土地の汚染土壌を区域外へ搬出する際には原則届出が必要になります(法第16条第1項)。

(2) 法に基づく土壌汚染状況調査命令の有無

以下①～③の命令の有無をご確認ください。

①法第3条関係

2-1(1)①イの届出後に、都道府県知事等からの命令を受けて、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第3条第8項)。

②法第4条関係

2-1(1)②アの届出後に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めて、都道府県知事等からの命令を受けた場合は、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第4条第3項)。

③法第5条関係

土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めて、都道府県知事等からの命令を受けた場合は、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第5条第1項)。

(3) 法に基づく区域指定の有無

2-1(1)(2)の届出による調査結果から、土壌の特定有害物質(法施行令第1条)の汚染状態が指定基準(法施行規則別表第4及び第5)を超過した場合、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます(法第6条第1項、法第11条第1項)。

2-2. 都道府県等の土壌汚染に関する条例の手続確認事項

都道府県等のなかには、法以外で土壌汚染に関する条例により、2-1(1)～(3)の独自の届出要件及び区域指定制度を設けている都道府県等もありますので、併せてご確認ください。
ご不明な点は所管の都道府県等へお問合せください。

3. 注意事項

- ・建設工事の工区等により、手続確認結果が異なる場合には、確認結果票に工区別等で記載ください。
(「5. 手続の確認フロー」で示したSTEP1は工事全体の手続確認であり、工区別の手続確認はSTEP2にて実施するため、工区によって手続確認結果が異なることがあります。)
加えて、工区別等で記載する場合には、工区等を示した図面等も併せて保存ください。
- ・法・条例等の対象外の土地で汚染された土壌が見つかった場合において、当該土壌を運搬及び処理する際には、汚染の拡散防止の観点から、法に準じて、適切に取り扱うことが望ましいと言えます。

4. 補足説明

(1) 有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するものを言います。

(2) 土地の形質の変更

「土地の形状を変更する行為全般」をいい、いわゆる掘削(切土)と盛土(土壌を仮置きする場合を含む)の別を問いません。ただし、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合や4(3)、4(4)に該当する行為の場合は、届出が不要になります。

【対象例】地盤改良、掘削、盛土、杭・鋼矢板の打設

(3) 2-1(1)①イの適用除外となる行為(法第3条第7項)

①土壌を区域外へ搬出すること ②土壌の飛散又は流出を伴う形質変更であること ③形質変更の深さが50cm以上であること、のいずれにも該当しない行為になります。(なお、900m²未満の土地の形質変更を行う場合も適用対象外になります。)

(4) 2-1(1)②アの適用除外となる行為(法第4条第1項)

①土壌を区域外へ搬出すること ②土壌の飛散又は流出を伴う形質変更であること ③形質変更の深さが50cm以上であること、のいずれにも該当しない行為になります。(なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地における形質変更も適用対象外になります。)

(5) 要措置区域等

要措置区域又は形質変更時要届出区域のことを指します。

■要措置区域

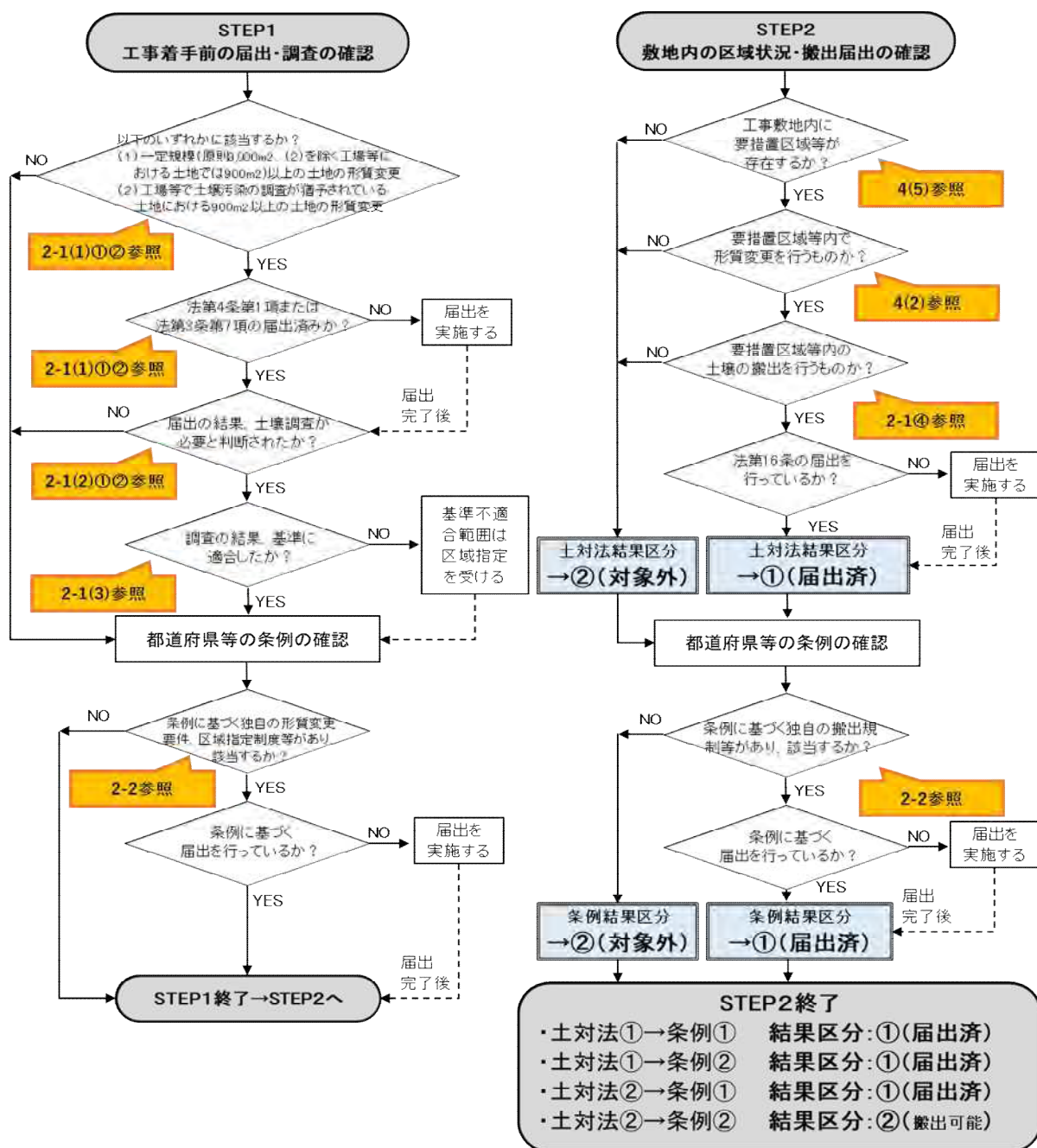
汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

■形質変更時要届出区域

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(要措置区域において摂取経路の遮断が行われた区域を含みます。)

5. 手続の確認フロー

各手続確認事項と「2.手続確認事項」との対応箇所を以下のとおり記載しておりますので参考としてください。



問合せ先 環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室
03-5521-8322

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

[illegible]

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手續確認結果

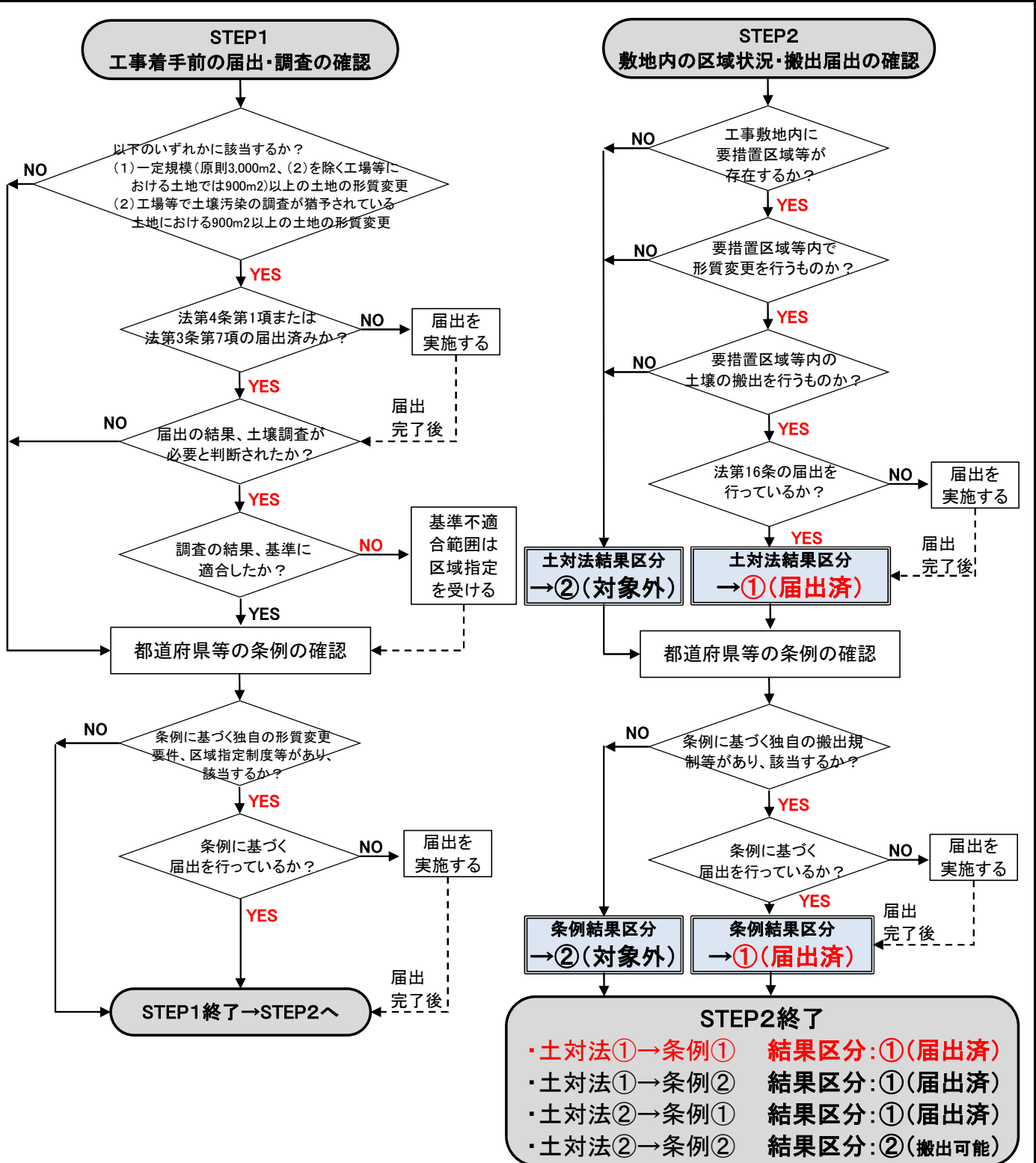
工区等	結果区分	確認結果
工事区域	②	手続確認済(搬出可能)
▲▲工区	①	手続確認済(区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

[illegible]

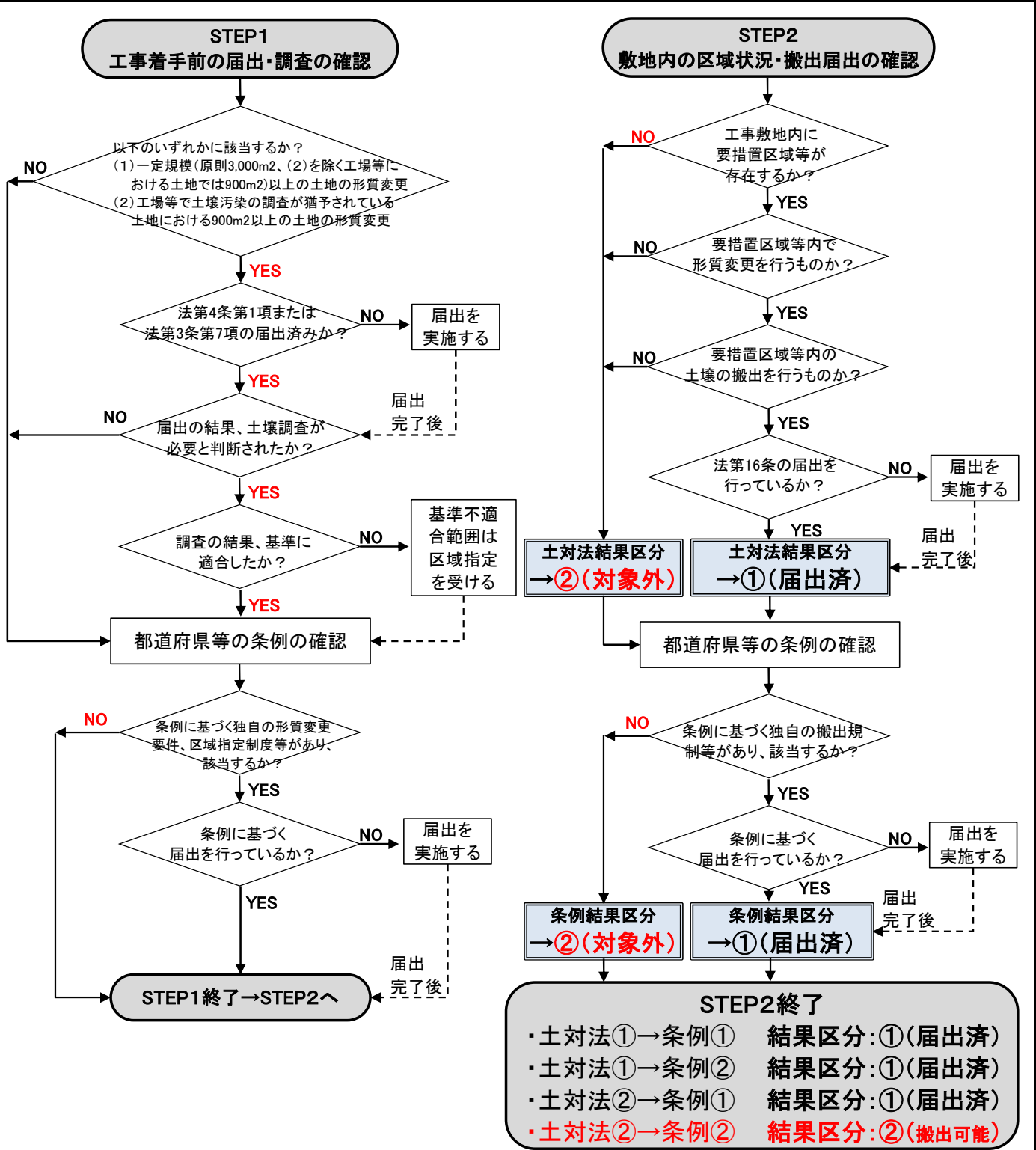
土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



結果区分	確認結果
①	手続確認済 (区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)
(備考)	

- 【補足事項】
- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
 - ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
 - ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。
 - ・STEP1は工事全体の手続確認であり、工区別の手続確認はSTEP2にて実施するため、工区によって手続確認結果が異なることがあります。

土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



結果区分	確認結果
②	手続確認済(搬出可能)
(備考)	

【補足事項】

- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。
- ・STEP1は工事全体の手続確認であり、工区別の手続確認はSTEP2にて実施するため、工区によって手続確認結果が異なります。

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 28 日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

舗装の切断作業時に発生する排水の処理について

このことについては、平成30年3月19日付け事務連絡「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について」において設計積算方法を通知していますが、令和6年度の積算基準改定に伴い、別紙【積算基準】を下記のとおり一部修正しましたので通知します。

記

修正内容

「3 運搬機械について」

排水処分量 $V > 3.0$ (m³) 以上の場合における運搬機械の計上方法

(事務担当 技術指導係)

別紙【積算基準】

1 排水処分量について

舗装切断に伴って発生する排水の量は、当初設計においては下記の算定式に従い計上すること。
(As/Co の別は問わない)

$$\bullet V(\text{m}^3) = 0.023 \times t \times l \quad (\text{As/Co 不問})$$

※V：排水量、t：舗装版切断深さ(m)、l：舗装版切断延長(m)

2 排水処分量の端数処理について

1のそれぞれの式で算定した数量について、下記のとおり端数処理を行う。

- ・設計数量：小数第3位を四捨五入した値を設計数量とする。
- ・積算数量：設計数量の小数第2位を四捨五入した値を積算数量とする。

ただし、積算数量が0.1未満場合は、0.1とする。

3 運搬機械について

排水処分量（V(m³））に応じて、下記のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|------------------------------------|
| 0 < V ≤ 1.5 (m ³) | ：ダンプトラック(2t 積) (下記「4 運搬費用について」による) |
| 1.5 < V ≤ 3.0 (m ³) | ：ダンプトラック(4t 積) (下記「4 運搬費用について」による) |
| 3.0 < V (m ³) | ：積算基準Ⅱ-3-⑥-1 泥水運搬工による |

4 運搬費用について

下記の算定式に従い計算する。

$$\bullet P = 2 \times \frac{L}{S \times T} \times M$$

※P：運搬費用、L：運搬距離（片道）、S：走行速度（40km/h とする）、

T：運転日あたりの標準運転時間（h）、M：1日あたりダンプトラック運転費

※運搬日数は小数第5位を切捨てとする。

別表 1 (M の単価について)

名称	数量		単位	備考
	2t 積	4t 積		
一般運転手	1	1	人	
軽油	f	f	L	※ 1
ダンプトラック	T/t	T/t	供用日	※ 2
タイヤ損耗費及び修理費	T/t	T/t	供用日	※ 2
諸雑費	1	1	式	
計			日	

※ 1 f は下記に従い、機械損料表記載の燃料消費量より算出すること。

$$f = (\text{運転 1 時間当たり燃料消費量}) \times T$$

※ 2 t : 供用日当たりの標準運転時間

5 Sコードについて

排水の設計数量の算出、運搬機械の選定、運搬費用の計上は平成 30 年 4 月以降に設定する S コード「S5099：舗装切断排水運搬費」により行うことができる。(別紙【S コード使用例】参照)

6 処理費用について

富山県労務・資材単価表（平成 30 年 4 月版以降）記載の単価に、2 で端数処理を行った積算数量を乗じて算出する。単位換算の必要がある場合は、 $V(m^3)$ の設計数量に $\rho=1.3$ を乗じて、排水量 $W(t)$ を算出し、 m^3 単位と同様の端数処理を行うこと。ただし、アスファルトとコンクリートが混在もしくは重なった舗装版を切断する際は、コンクリート切断時の処理単価を採用すること。

7 設計計上について

当初設計においては、上記 4・5 で算出される単価を用いて、3 事業所以上の費用比較を行い、最も経済的な処分費用を当初計上することとする。

ただし、舗装切断に伴って発生する排水の量は、現場の諸条件により処理量の変動するため、現場施工後に提示されるマニフェスト等により実数量を確認し、受発注者間の協議に基づき、精算変更することを原則とする。変更設計時は、協議のあった数量で、再度運搬機械の検討と、3 事業所以上の費用比較を行い、最も経済的な処分費用を計上することとする。

8 その他

乾式（空冷式）を採用する場合には、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を講じること。収集した粉塵については適正に処理することとし、受注者は、その費用について、見積書など必要経費がわかる書類を添えて、発注者と協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。

事 務 連 絡
平成 3 0 年 3 月 1 9 日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

舗装の切断作業時に発生する排水の処理について

このことについては、平成 2 8 年 6 月 2 4 日付け事務連絡「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について」において適切な処理方法を通知していますが、今後は下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

- 1 対象工事
舗装切断作業を含む工事
- 2 設計積算について
別紙「舗装の切断作業時に発生する排水の処理の設計積算方法について」による
- 3 特記仕様書の記載例
特記仕様書には、以下の記載例を参考に条件明示することとする。

例) 第〇〇条 舗装切断作業時に発生する排水の処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、適正に処理すること。当該排水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は排水量等を取りまとめの上、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。

- 4 適用年月日
平成 3 0 年 4 月 1 日以降に作成する設計書に適用するものとする。

(事務担当 建設技術企画課技術指導係)

舗装の切断作業時に発生する排水の処理の設計積算方法について

平成28年6月24日付事務連絡においては、標記排水の処理費用は、変更時に3社以上から見積を徴収し、経済比較のうえ、積算計上することとしていましたが、当初設計書から費用を計上することとします。ただし、実績数量に基づき精算することを原則とします。

1 当初積算手順

- (1) 施工単価コード「S5099（舗装切断排水運搬費）」に舗装版厚 t 、切断延長 l 、任意の処理場までの運搬距離 L を入力すれば、排水発生量 V が算出されます。
- (2) 排水量 V の値に応じて、労務・資材単価表掲載の単価表掲載の処分場を選定し、3社以上の経済比較を行い、最も経済的な処理場を決定します（処理場の単価は m^3 あたり単価と t あたり単価があるので、必要に応じて単位体積重量 $\rho=1.3$ により換算してください）。

2 精算時積算手順

- (1) 排水量について、受注者からの、実績数量がわかる書類（舗装切断排水に係るマニフェストの写し等）を確認して、変更を行います。
- (2) 排水数量の変動に伴い変化する運搬機械について

（例1）：当初排水量 $V=1.2m^3$ で2t ダンプトラックによる運搬を想定していたが、マニフェスト数量 $V=1.8m^3$ で報告された場合、4t ダンプトラックによる運搬に変更する。

（別紙【積算基準】「3 運搬機械について」より）

（例2）：当初排水量 $V=1.2m^3$ で2t ダンプトラックによる運搬を想定しており、マニフェ

スト数量 $V=1.3m^3$ で報告された場合は、施工者が4t ダンプトラックによる運搬を

行っている、変更の対象とはしない。（別紙【積算基準】「3 運搬機械について」より）

- (3) 処理場について

舗装切断排水の処理費については、As 殻など保管の産業廃棄物と異なり、最低処理数量を設定している処分場があるため、計上する排水の量により、最も経済的な処理場が変化する場合があります。

（例）：エスアールと橘開発を比較した場合、 $V=0.2m^3$ 未満の場合はエスアールの処理費用が安価であるが、 $V=0.2m^3$ 以上になると、橘開発の処理費用が安価である。（単価表条件より）

なお、詳細な積算基準等は別紙【積算基準】を参照してください。

別紙【積算基準】

1 排水処分量について

舗装切断に伴って発生する排水の量は、当初設計においては下記の算定式に従い計上すること。
(As/Co の別は問わない)

$$\bullet V(\text{m}^3) = 0.023 \times t \times l \quad (\text{As/Co 不問})$$

※V：排水量、t：舗装版切断深さ(m)、l：舗装版切断延長(m)

2 排水処分量の端数処理について

1のそれぞれの式で算定した数量について、下記のとおり端数処理を行う。

- ・設計数量：小数第3位を四捨五入した値を設計数量とする。
- ・積算数量：設計数量の小数第2位を四捨五入した値を積算数量とする。

ただし、積算数量が0.1未満場合は、0.1とする。

3 運搬機械について

排水処分量（V(m³））に応じて、下記のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|------------------------------------|
| 0 < V ≤ 1.5 (m ³) | ：ダンプトラック(2t 積) (下記「4 運搬費用について」による) |
| 1.5 < V ≤ 3.0 (m ³) | ：ダンプトラック(4t 積) (下記「4 運搬費用について」による) |
| 3.0 < V (m ³) | ：汚泥吸排車 (積算基準Ⅱ-3-⑧-1 泥水運搬工による) |

4 運搬費用について

下記の算定式に従い計算する。

$$\bullet P = 2 \times \frac{L}{S \times T} \times M$$

※P：運搬費用、L：運搬距離（片道）、S：走行速度（40km/h とする）、

T：運転日あたりの標準運転時間（h）、M：1日あたりダンプトラック運転費

※運搬日数は小数第5位を切捨てとする。

別表 1 (M の単価について)

名称	数量		単位	備考
	2t 積	4t 積		
一般運転手	1	1	人	
軽油	f	f	L	※ 1
ダンプトラック	T/t	T/t	供用日	※ 2
タイヤ損耗費及び修理費	T/t	T/t	供用日	※ 2
諸雑費	1	1	式	
計			日	

※ 1 f は下記に従い、機械損料表記載の燃料消費量より算出すること。

$$f = (\text{運転 1 時間あたり燃料消費量}) \times T$$

※ 2 t : 供用日当たりの標準運転時間

5 Sコードについて

排水の設計数量の算出、運搬機械の選定、運搬費用の計上は平成 30 年 4 月以降に設定する S コード「S5099：舗装切断排水運搬費」により行うことができる。(別紙【S コード使用例】参照)

6 処理費用について

富山県労務・資材単価表(平成 30 年 4 月版以降)記載の単価に、2 で端数処理を行った積算数量を乗じて算出する。単位換算の必要がある場合は、 $V(m^3)$ の設計数量に $\rho=1.3$ を乗じて、排水量 $W(t)$ を算出し、 m^3 単位と同様の端数処理を行うこと。ただし、アスファルトとコンクリートが混在もしくは重なった舗装版を切断する際は、コンクリート切断時の処理単価を採用すること。

7 設計計上について

当初設計においては、上記 4・5 で算出される単価を用いて、3 事業所以上の費用比較を行い、最も経済的な処分費用を当初計上することとする。

ただし、舗装切断に伴って発生する排水の量は、現場の諸条件により処理量の変動するため、現場施工後に提示されるマニフェスト等により実数量を確認し、受発注者間の協議に基づき、精算変更することを原則とする。変更設計時は、協議のあった数量で、再度運搬機械の検討と、3 事業所以上の費用比較を行い、最も経済的な処分費用を計上することとする。

8 その他

乾式(空冷式)を採用する場合には、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を講じること。収集した粉塵については適正に処理することとし、受注者は、その費用について、見積書など必要経費がわかる書類を添えて、発注者と協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 31 日

新潟県 土木部 技術管理課長 殿

富山県 土木部 建設技術企画課長 殿

石川県 土木部 監理課技術管理室長 殿

新潟市 土木部 技術管理課長 殿

国土交通省北陸地方整備局

企画部 技術管理課長

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について（情報提供）

標記における、舗装断作業時に発生する排水の適切な処理方法の取り組み状況について別添のとおり情報提供しますので、関係者への周知等お願い致します。

担当：技術管理課検査係

TEL 025-280-8880（内 3326）



事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 18 日

各地方整備局
北海道開発局
沖縄総合事務局
技術管理担当課長 様
道路工事発注担当課長 様
道路占用許可担当課長 様

大臣官房
技術調査課 課長補佐
道路局
路政課道路利用調整室 課長補佐
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について」（平成 24 年 3 月 13 日付事務連絡）及び「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について」（平成 26 年 1 月 8 日付事務連絡）により、回収し適正に処理するよう通知しているところであるが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

記

平成 26 年 1 月 8 日付事務連絡で通知したとおり、回収した当該排水の処理については、

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む
- ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む

こと等により適正に対応されたい。

また、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（請負業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること」を必要とされており、その旨を特記仕様書等に明記すること。

さらに、国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、適正な処理のために必要な廃棄物情報が、排出事業者から処理業者に対して適切に提供されるよう、事前協議の際の指導において徹底すること。

各地方整備局等におけるこれらの取り組み状況について、積極的に地方公共団体に周知すること。

（問い合わせ）

大臣官房技術調査課 事故分析係
道路局路政課 道路利用調整室 高度利用係
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係

事務連絡
平成26年1月8日

各地方整備局
北海道開発局
沖縄総合事務局

技術管理担当課長 様
道路工事発注担当課長 様
道路占用許可担当課長 様

大臣官房
技術調査課 課長補佐
道路局
路政課道路利用調整室 課長補佐
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月13日付事務連絡）」により、国土交通省直轄工事においては、回収し適正に処理するよう通知しているところですが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

記

平成24年3月13日事務連絡の2. ②にある「回収した当該排水の適正な処理方法」については、該当する地方公共団体（産業廃棄物担当部局）の取扱規則や基準等に基づき適正に処理するものとし、排水回収後、

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込み適正に処理すること
 - ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込み適正に処理すること
- 等を意味するものである。

（問い合わせ）

大臣官房技術調査課 技術管理係
道路局路政課道路利用調整室 高度利用係
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係

事 務 連 絡
平成 2 4 年 3 月 1 3 日

各地方整備局
北海道開発局
沖縄総合事務局
技術管理担当課長 様
道路工事発注担当課長 様
道路占用許可担当課長 様

大臣官房
技術調査課 課長補佐
道路局
路政課道路利用調整室 課長補佐
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の処理について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、排水吸引機能を有する切断機械等により回収することとし、回収された排水については、当該作業現場が属する地方公共団体の指導等に基づき適正な処理を実施されたい。

記

1. 対象工事の範囲

国土交通省が施工する直轄国道及び関連道路の舗装切断工事（道路事業）
〔なお、発注済み工事等においても、変更協議等により可能な限り対応されたい。（今後の発注工事等は全て適用）〕

2. 工事発注時等の対応

- ①前項の対象工事（発注済み工事を除く）は、当該排水の適正な処理について、当初発注図書に盛り込むものとする。
- ②当初発注図書の作成にあたっては、回収した当該排水の適正な処理方法に関して、該当する地方公共団体（産業廃棄物担当部局）での取扱規則や基準等を予め把握し、それを反映するものとする。
- ③また、当該排水処理に関する工事積算にあたっては、当面、必要に応じて見積り等により適正な工事費用を計上するものとする。
- ④適正な現場管理がなされるよう、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの提出等を特記仕様書等に明記するものとする。

3. その他の事項

- ①直轄国道において国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、事前協議の際に、当該排水の回収と適正な処理に関して指導すること。
- ②当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施する。

4. 問い合わせ

大臣官房技術調査課 福田
道路局路政課道路利用調整室 秋山
国道・防災課道路保全企画室 宮川、藤井

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 31 日

部内出先機関の長 殿

建設技術企画課長

建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル
(2023 年版) の送付について

このことについて、国土交通省より別添のとおり送付がありましたので、参考送付いたします。

なお、マニュアルは国土交通省リサイクルホームページよりダウンロード願います。

掲載 URL

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0305manual.htm)

(事務担当 技術指導係)

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 3 0 日

北陸地方建設副産物対策連絡協議会
担当者各位

北陸地方建設副産物対策連絡協議会事務局長
北陸地方整備局 企画部 技術管理課長

建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル
(2023 年版) の送付について

建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応については、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」（平成 22 年 3 月 26 日付け事務連絡）を参考に実施されているところです。

マニュアル発出後 10 年以上が経過し、その間に多くの対応事例や最新の知見が蓄積されてきたことなどを踏まえ、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会」において、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023 年版）」（以下、「改訂マニュアル」という。）がとりまとめられましたので送付致します。

なお、改訂マニュアルは国土交通省リサイクルホームページにおいても掲載しておりますので、併せてお知らせいたします。

(掲載 URL : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0305manual.htm)

また、本内容につきまして、協議会構成員ではない市区町村には各県から周知、各県建設業協会から協会構成企業に周知をお願いいたします。